

「公的統計市場に関する年次レポート 2009」

—魅力ある公的統計市場の確立を目指して—

報告書

2010年5月



特例民法法人 日本マーケティング・リサーチ協会

公的統計基盤整備委員会

はじめに

2006年に「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(通称「公共サービス改革法」あるいは「市場化テスト法」)が施行され、これに即して、2007年に「統計法」が大幅改正された。このことに基づいて、2009年3月、2009年度から5ヵ年で実施する「基本計画」が閣議決定されたが、そこには民間事業者の一層積極的かつ効果的な活用という方針が盛り込まれている。

このような公的統計における民間事業者の活用の進展のなかで、(特例民法法人)日本マーケティング・リサーチ協会は、公的統計調査業務を受注する民間事業者の立場から自らの体制整備を図り、かつ各府省等の発注諸機関との相互理解を推進し、協力体制を確立することを目指して、2008年4月に「公的統計基盤整備委員会」を設置し、活動を開始した。

本委員会は、2008年度には、関係各府省等に講演を依頼し統計業務における要求内容の理解を図り、また委員会内部に「社員・調査員の能力・技術研修についての検討小委員会」、「品質確保の課題検討小委員会」、「応札業務に関する諸問題検討小委員会」を設置し、研究、分析、検討を行い、その成果を『「公的統計市場に関する年次レポート 2008」—開かれた、魅力ある公的統計市場の確立を目指して—報告書』(2009年5月発行)にとりまとめた。その詳細な内容は、同報告書を参照されたい。

本2009年度は、前年度の研究活動の成果を踏まえて、委員会内部に「社員・調査員の能力・技術研修検討小委員会」と「応札業務に関する諸問題および民間版ガイドライン検討合同小委員会」を設けて、民間事業者の従業者の能力・技術向上の具体策の研究・検討と総合評価方式による公募・応札時の仕様書や開示情報の内容等の民間事業者側からみたガイドラインの研究・検討、およびガイドラインを超えた民間事業者側の要求についてのとりまとめを行った。さらには、関係各府省や有識者の方々に講演を依頼し、踏み込んだ意見交換を行った。時には各府省等の要請により委員会等の会議に出席し、民間事業者の立場からの意見表明も行った。これらの活動の詳細については、本報告書をご一読願いたい。

このように、本年度の委員会活動はさらなる発展をみたと考えられる。このことは、自画自賛ではあるが、本委員会の積み重ねた活動が関係諸機関に認知され、一定の評価を得たためであろう。

このような評価を得るに至った活動を支えていただいた関係各府省・諸団体および有識者の方々に、ここに深甚なる謝意を表するとともに、次年度以降のご指導・ご協力を賜うようお願い申し上げます。

また、本業の業務多忙のなか、委員会活動を担った委員の方々にも感謝の意を表するとともに、次年度以降に積み残された課題の解明と諸施策の研究・立案に向けての活動を中心となって担っていただくことを期待したい。

2010年5月

公的統計基盤整備委員会
委員長 島崎哲彦

目 次

第一部 2009年度の「まとめ」	
第1章 公的統計基盤整備委員会の概要	3
1.1 委員会設立の経緯	3
1.2 委員会設立の目的	3
1.3 委員会の構成	3
1.3.1 参加企業及び委員、21社（会社名50音順）	3
1.3.2 組織体制	4
第2章 公的統計基盤整備委員会の活動	5
2.1 関係各府省への表敬訪問	5
2.2 委員会	6
2.3 全体会議の講演会&意見交換会	6
2.4 小委員会	7
2.5 各府省、関係機関とのコンタクト	8
2.6 官民競争入札等監理委員会統計調査分科会でJMRAの意見表明	8
2.7 関係機関、団体等の動向	9
2.8 2010年度の委員会の対外的な活動に向けて	12
第3章 2009年度の公的統計に対応する民間事業者の状況	13
3.1 会員社73社の調査員保有、稼動状況	13
3.2 中央省庁からのJMRA（正会員社）の受注実績	14
3.3 中央省庁の統計調査を含む民間開放の状況	15
3.3.1 2009年度公的統計の民間開放の状況	15
3.3.2 「その他調査」の受注実績	23
3.3.3 まとめ	24
第4章 2009年度の総括と今後の展望	30
4.1 2009年度の総括	30
(1) 公的統計の民間開放は大きく進展	30
(2) 民間事業者としてのJMRA委員会のプレゼンスは高まった	31
(3) さらに、信頼される民間事業者としての成長を目指して	31
(4) 受注実績から見えてきた検討課題	32
4.2 今後の展望	36
(1) 民間事業者活用の中核的な受け皿としての自負をもち	36
(2) 民間事業者としての積極的な意見表明の展開を	36
(3) 信頼される民間事業者を目指して	37

第二部 各小委員会の活動報告

A. 「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」小委員会報告

第1章 「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」小委員会の活動	43
1. 1 目的	43
1. 2 検討課題	43
1. 3 検討方法	43
1. 4 運営体制	43
第2章 検討結果の要約	44
2. 1 公的統計調査の受発注の状況と情報発信	44
2. 2 調査員組織の実態把握	45
2. 3 民間調査機関の自助努力と人材育成	45
第3章 公的統計調査に携わる「社員、調査員の能力・技術研修」についての検討	45
3. 1 社員の研修について	45
3. 2 調査員の研修について	47
3. 3 課題と今後の方向性について	47
第4章 資格認定制度についての検討	47
4. 1 社員、調査員の資格認定について	47
4. 2 課題と今後の方向性について	48
第5章 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果の概要	48
5. 1 調査概要	48
5. 2 調査結果のまとめ	50
5. 2. 1 官公庁からの受注実態	50
5. 2. 2 調査機関の調査員の実態	52
5. 3 今後への改善点	52
資料1 「統計実務基礎研修」講義概要	54
資料2 各種調査員マニュアル	61
資料3 「統計調査員のしおり」と「JMRA 調査員マニュアル」の内容比較 (昨年度報告書から再掲)	62

B. 「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会報告

第1章 「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会について	67
1. 1 目的	68
1. 2 検討課題	68
1. 3 検討方法	68
1. 4 運営体制	68

第2章 検討結果の要約	69
－受託者視点での現行ガイドラインのレビューと現行ガイドラインを超えた課題・要望－	
2. 1 現行ガイドライン（平成21年4月1日改定）の検討	69
2. 2 現行ガイドラインを超えた課題・要望	71
－民間版ガイドラインに向けての検討視点	
第3章 現行ガイドライン（平成21年4月1日改定）について	72
3. 1 「Ⅰ 民間委託の推進対象業務の範囲等」	72
3. 2 「Ⅱ 統計調査の民間開放の手法と環境整備」	73
3. 3 「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置」	75
3. 3. 1 報告者の信頼確保	75
3. 3. 2 統計調査の適正な実施の確保	75
3. 3. 3 委託業務の検証の的確な実施等	81
3. 3. 4 委託先との契約書等に明記すべき事項	81
第4章 現行ガイドラインを超えた課題・要望	85
－民間版ガイドラインに向けての検討視点	
4. 1 民間活用のあり方の立脚点－コスト認識の相違	85
4. 2 仕様書作成における官民パートナーシップのあり方	86
4. 3 府省間で検討すべき標準化事項	90
4. 4 高品位な公的統計に向けてのPDCAのあり方	92

<資料編>

資料1：現行の「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成21年4月1日改定)	97
--	----

<資料編>

● 2010年2月9日、内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会でのJMRAの説明資料	113
URL： http://www5.cao.go.jp/koukyo/kanmin/tokei/2010/0209/0209.html	

<別添資料編>

「民間調査機関における公的統計に関する実態調査報告書」（詳細分析）	131
Ⅰ. 調査概要	135
Ⅱ. 調査結果のまとめ	136
Ⅲ. 調査結果の詳細 『官公庁からの受注状況』	138
Ⅳ. 調査結果の詳細 『調査機関保有調査員の実態』	158
Ⅴ. 調査結果の詳細 『インターネット調査の実態』2008年度データ	162
Ⅵ. 調査結果の詳細 『JMRA 公的統計基盤整備委員会について』	165
添付資料：調査票	166

第一部
2009 年度の「まとめ」

第一部 2009 年度の「まとめ」

第1章 公的統計基盤整備委員会の概要

1. 1 委員会設立の経緯

2007年5月、60年ぶりに統計法が改正され、これに基づいて2007年10月に統計委員会が発足し、わが国の公的統計の体系的かつ効率的な整備の検討がスタートした。統計委員会は、2009年度から5年間で実施する公的統計の計画的、体系的整備の施策を「基本計画」として策定し、2009年3月に閣議決定の運びとなった。

「基本計画」では、厳しい財政状況の下、新規の統計作成ニーズに対応していくためには、民間事業者を一層積極的かつ効果的に活用する必然性が指摘されている。

こうした期待と要請に応えていくため、JMRA では幅広く他の業種・業態の企業、団体にも参加を呼びかけて、2008年4月にJMRA 内に「公的統計基盤整備委員会」を設立した。

1. 2 委員会設立の目的

公的統計基盤整備委員会は、公的統計調査業務に対応できる民間事業者としての体制整備、基盤整備に取り組むとともに、関係機関や関係者に民間事業者の実態を正しく伝え、官民相互の理解と協力の下に公的統計調査業務における「民間事業者の活用」が円滑に進行することを目指す。

また、この委員会発足を契機として、委員会活動を通して関係各府省の統計主管部署を始めとする官界や学識者の方々との良好な信頼関係を構築し、公的統計調査業務を通して、JMRA としても「産官学」の提携、友好関係がより深まることを目指す。

1. 3 委員会の構成

1. 3. 1 参加企業及び委員、21社（会社名 50音順）

Ipsos 日本統計調査（株）：金子 順勇

（株）RJC リサーチ：小内 隆

（株）インテージ：山田 高

（株）インテージリサーチ：飯田 房男

グラクソスミスクライン（株）：高見 恵子

（株）クロスマーケティング：横尾 俊至

（株）サーベイリサーチセンター：岩間 伸之

（株）サーベイリサーチセンター：半田 文浩

（株）サン・パートナーズ：中野 光義

（社）新情報センター：阪口 香

（社）中央調査社：山中 博司

(株) 電通リサーチ：中島 文夫
 トランスコスモス (株)：高橋 功
 (株) 東京サーベイ・リサーチ：芦川 勝彦
 (株) 東京サーベイ・リサーチ：古畑 大輔
 (株) 日経リサーチ：鈴木 督久
 (株) 日経リサーチ：坂内 克正
 日本インフォメーション (株)：斎藤 浩一
 (株) 日本リサーチセンター：武井 雅
 (株) ビデオリサーチ：吉富 一郎
 (株) マクロミル：小島 功嗣
 (株) マーケティングセンター：吉野 哲也
 (社) 輿論科学協会：井田 潤治
 (株) 三菱総合研究所：本多 均
 (社) 日本マーケティング・リサーチ協会 事務局／立石 憲彰
 (社) 日本マーケティング・リサーチ協会 事務局／阿部 三郎
 (社) 日本マーケティング・リサーチ協会 事務局／杉村 寿夫

1. 3. 2 組織体制

委員会は常設とし、以下の組織体制で運営。

1) 全体会議

月一回開催。委員会メンバーの全員参加。全体会議の前半は、学識者、各府省統計セクションの実務担当者をゲストスピーカーに招いて、講演会並びに意見交換会を開催。後半は、委員会事務局からの報告と質疑。

2) 幹事会

① 幹事会の構成メンバー

部会長／担当業務執行委員 (専務理事)	鈴木 稲博	(株) 日本リサーチセンター
委員長	島崎 哲彦	東洋大学社会学部教授
副委員長	岩間 伸之	(株) サーベイリサーチセンター
事務局長	山田 高	(株) インテージ
幹事	吉富 一郎	(株) ビデオリサーチ
幹事	武井 雅	(株) 日本リサーチセンター
幹事	鈴木 督久	(株) 日経リサーチ
幹事	山中 博司	(社) 中央調査社
幹事	阪口 香	(社) 新情報センター

② 幹事会の役割

- ・委員会運営に責任を持つ
- ・各府省等から求められる意見招請等に対応して原案を作成し、協会の手続きを経て関係機関に意見書（パブリックコメント）を提出する
- ・関係機関、各府省統計主管部署等との日常的なコンタクト、窓口対応
- ・関係機関等との「意見交換会」への対応
- ・統計委員会、官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会等の傍聴
- ・委員会活動報告書「年次レポート」の責任編集

3) 小委員会

2009年度は、委員会の中に次の2つの小委員会を設置し、専門的な見地から研究、検討を加え、基盤整備に資する課題のとりまとめを行った。

① 社員、調査員の能力・技術研修検討小委員会

（リーダー：吉富委員、サブリーダー：金子委員）

② 民間版ガイドライン検討合同小委員会

（リーダー：武井委員、鈴木委員、サブリーダー：阪口委員、山中委員）

（注）合同小委員会の名称について：「民間版ガイドライン検討小委員会」の検討テーマは、「応札業務に関する諸問題検討小委員会」と共通する内容が多いことから、両小委員会メンバーの共同で検討したことによる。

第2章 公的統計基盤整備委員会の活動

2008年度の委員会活動の成果を取りまとめた年次レポートを2009年5月に刊行した。6月は幹事会を開催し、2009年度の委員会活動の取組みに向けて、2009年度の方針案の検討を行った。また、JMRAの委員会活動は、任期2年で2009年度は委員の改選期にあたることから、当委員会もそのサイクルに合わせることとし、任期2年で改めて委員の選出をお願いし、2009年度の委員会活動は7月度を第一回目の委員会としてスタートすることになった。

2. 1 関係各府省への表敬訪問

2009年度は、内閣府統計委員会の委員任期2年の交代時期に当たり、統計委員会のメンバーが大幅に入れ替わった。また、2009年8月の総選挙によって政権は自公政権から民主党主導の政権へと交代した。

政権交代への期待、統計委員会へ行政府の責任者として津村啓介内閣府大臣政務官が出席されるようになったことから、JMRAとしても大臣政務官との意見交換の機会を持ちたいと考え、アプローチした。表敬訪問は12月に実現し、JMRA会長、専務理事、事務局長等の協会幹部と当委員会関係者が訪問して公的統計の民間開放、JMRA

が果たせる役割などについて意見交換を行った。

また、昨年に引き続き、JMRA 会長、専務理事、事務局長等の協会幹部と当委員会関係者が、国の統計調査に関連する関係各府省のトップを歴訪した。2009 年度は、「年次レポート 2008」を持参し、この一年間の委員会活動の取組み、2009 年度の取組みの方針などを説明し、意見交換を行った。

表敬訪問先は次の通り。

津村啓介内閣府大臣政務官、内閣府統計委員会担当室長、総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）室企画管理官、厚生労働省統計情報部長、農林水産省統計部長、経済産業省調査統計部長。

2. 2 委員会

2009 年度の公的統計基盤整備委員会は、7 月から月一回を定例として、3 月末までに計 8 回開催した。（8 月は休会）

委員会当日は、全体会議の前に幹事会を開催。その後全体会議、小委員会の開催を基本パターンとした。

全体会議では、前委員会開催日以降の活動状況として、各府省への表敬訪問、国の統計調査に関連する委員会等（内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会）の傍聴、各府省の統計主管部署とのコンタクトの状況等について、事務局から報告を行った。

また、10 月から 3 月までの全体会議では、有識者や各府省の統計セクションの実務者を講師に招いて、講演会、意見交換会を開催した。

小委員会は、全体会議の後の時間を当てて開催し、必要に応じて各小委員会の中のグループ単位でのミーティングや関係機関へのヒアリング等独自の活動を行った。

2. 3 全体会議の講演会 & 意見交換会

講演の依頼先については幹事会で協議し、決定。講演の依頼にあたっては、委員会事務局と JMRA 事務局が講演の依頼先とコンタクトを取り、講演会でお聞きしたいこと、お願いしたいことを伝え、講師の人選についても依頼先の了承を得て開催することとした。

各月の講演会 & 意見交換会のテーマと講師は以下の通り。なお、講演録は委員会資料として【2009 公的統計基盤整備委員会講演録：JMRA 事務局】に収録。

1) 10 月（第 3 回委員会）

テーマ：「公的統計における民間開放の今後の展望

—民間事業者の活用に関する期待と課題—

講師：廣松 毅 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 教授、
統計委員会委員

2) 11月(第4回委員会)

テーマ:「民間事業者を活用する統計調査の

『仕様書』『評価シート』の見直しについて」

講師:経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 企業統計室

参事官補佐(企画調整担当) 木下 善雄氏

3) 12月(第5回委員会)

テーマ:「ガイドライン改定の考え方と今後のスケジュールについて」

講師:総務省 政策統括官(統計基準担当)室 統計企画管理官付

企画担当 斎藤 賢太氏

4) 2月(第7回委員会)

テーマ:「公共サービスの見直しについて ―統計調査の分野はどう変わるか―」

講師:内閣府 公共サービス改革推進室 参事官補佐 高橋 伸一氏

5) 3月(第8回委員会)

テーマ:「ISO20252と公的統計における民間事業者の活用についての展望」

講師:椿 広計 統計数理研究所教授、統計委員会委員

2. 4 小委員会

委員会の中に次の2つの小委員会を設置し、基盤整備に資する課題のとりまとめを行った。

① 社員、調査員の能力・技術研修検討小委員会

(リーダー:吉富委員、サブリーダー:金子委員)

- ・社員の能力・技術研修の検討に当たって、(財)統計情報研究開発センター(シンフォニカ)が開催している、「平成21年度統計実務基礎研修」が活用できるか否かを検討するため、JMRAからも参加を呼びかけた。会員社からは11社、20名が参加。委員会メンバーからも4名が参加。
- ・昨年度に引き続き、会員社を対象に「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」を実施した。
- ・資格認定制度について、「社会調査士」等の情報収集、検討を行った。
- ・JMRA 会員社登録調査員を対象とする実態調査の必要性を認識しており、次年度以降に具体的な実施方策について検討を行うこととした。

② 民間版ガイドライン検討合同小委員会

(リーダー:武井委員、鈴木委員、サブリーダー:阪口委員、山中委員)

- ・昨年度の応札業務に関する諸問題検討の積み残された課題についての検討を行った。
- ・統計委員会が策定した「基本計画」の中で、統計調査における民間事業者の活用に係るガイドラインが、2009年度に改定されることになった。ガイドライン

の改定が出される前に、JMRA としては民間版ガイドラインを打ち出すべきとして、この検討を行った。

2. 5 各府省、関係機関とのコンタクト

1) 総務省政策統括官（統計基準担当）室

総務省政策統括官（統計基準担当）室は、「基本計画」別表の 2009 年度実施項目である、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の改定を担当。

ガイドライン改定の進捗状況、改定のポイントなどについて何度かヒアリングをおこなった。12 月の第 5 回公的統計基盤整備委員会に担当者に出席してもらい、「ガイドライン改定」についての意見交換を行った。

また、「基本計画」で記述されている、2010 年度から実施される「民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善」に関連し、各府省統計主管部署の課長補佐クラスの WG で民間事業者との意見交換会を開催したいとのことで、2009 年 4 月開催の第一回の会合に JMRA の出席が要請された。

この WG は、「民間事業者の履行能力を検証する」ことを一つの課題としており、JMRA としても調査員調査に対する業界としての対応能力を明らかにするため、2010 年度以降 JMRA 会員社に登録している調査員を対象とする実態調査を行う必要があると認識している。

2) 内閣府公共サービス改革推進室

官民競争入札等監理委員会、同入札監理小委員会の事務局である内閣府公共サービス改革推進室とは、折に触れて意見交換の機会を持った。

2009 年 6 月には、「公共サービス改革白書」の統計調査の分野に記述されている内容について意見交換を行った。

2009 年 9 月には、「民間競争入札実施事業の『実績評価（案）の審議』」についての意見交換を行った。

また、2010 年 2 月には、第 7 回公的統計基盤整備委員会に担当者の方に出席してもらい、公的統計の今後の民間開放の進め方について講演をお願いし、委員会メンバーとの意見交換を行った。

3) 関係委員会等の傍聴

公的統計の民間開放に関連すると思われる、内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会、同統計調査分科会、同入札監理小委員会には JMRA 公的統計基盤整備委員会として極力傍聴し、審議の行く末を注視した。

2. 6 官民競争入札等監理委員会統計調査分科会で JMRA の意見表明

2010 年 2 月に開催された内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会からの出席の要請を受け、JMRA 公的統計基盤整備委員会は「公的統計への対応に向けた民間

事業者(JMRA)の取組みと提案」と題して意見の表明を行い、これに基づいて統計調査分科会委員との意見交換を行った。各府省からも約 50 名の傍聴者があった。

当日の説明用資料（パワーポイント）は、本報告書の資料編に収録している。

2. 7 関係機関、団体等の動向

①（財）日本世論調査協会（担当：山中委員）

【公的統計への取り組み動向】

- ・現時点では具体的な取り組み、意志表示等はみられない。
- ・2008 年に公的統計基盤整備委員会へのオブザーバー参加意向を確認したが賛同は得られなかった。
- ・2008 年度研究大会（11 月 13 日開催）で「統計調査における民間事業者活用の現状と課題」との報告がされている（発表者：西 哲生氏…インテージ）。

【参考：日本世論調査協会の概要】

- ・昭和 25 年 9 月発足。
- ・2010 年 3 月末現在の会員数は団体会員 29、特別団体会員 5、個人会員 100、賛助会員 4 である。団体、個人を問わず入会は理事会での承認が必要。
- ・協会としての「メッセージ」「倫理綱領」「実践規定」を公表。
- ・公表している 2009 年度事業計画は以下のとおり。
 1. 協会の拡充
 2. 調査の権威と信頼の向上に向けた広報
 3. 調査及び調査方法についての研究
 4. 海外機関との連携
 5. 研究会・講演会等の開催
 6. 会報の発行
 7. 世論調査実施に影響を与える問題への対応
 8. 財政運営の長期的な計画と実現
 9. 公益法人制度改革への対応

<事業計画に基づく設置委員会は以下の 3 つ>

- ・協会報編集委員会……協会報「よろん」を年 2 回（3 月、10 月）発行。
- ・調査研究委員会
- ・広報委員会
- ・研究大会（例年 11 月）、新年互礼会（1 月）を開催。
- ・年数回程度の理事会、年 10 回前後の定例常務理事会を開催。

以上、すべて Web、協会報等の公開資料より

② (社) 社会調査協会 (担当：鈴木委員)

(社) 社会調査協会は「社会調査士」と「専門社会調査士」の資格認定を主要な事業としているが、すでに大学の学部・大学院を卒業して調査機関に勤務する社員も対象に含むことを考慮した、いわゆる「八条規定」によって、実務家が「専門社会調査士」の資格認定を得ることができるようにしている。

実務家は経験や研究実績などを中心に資格審査されるが、2010年以降の構想として、(社) 社会調査協会が主催する講習会を実務家にも提供して、社会調査全般の基礎知識を共有し、また実績に記録できるようにするなどの連携を計画している。

③ 日本統計学会 (担当：鈴木委員)

日本統計学会は2004年11月に「官庁統計の民間開放に関する緊急アピール」を応用統計学会と連名で発表しており、基本的に開放反対の立場であるが、総会や研究集会などで公的統計の民間活用をテーマに企画セッションを設け、産・官・学による議論を展開し、課題の共有に努力してきた。

最近では、2010年3月7日に青山学院大学において「第4回日本統計学会春季集会」が開催され、「政府統計における調査方法の評価」のセッションが設定された。オーガナイザーは舟岡史雄・信州大学教授で以下の3つの発表があった。

(1) 会田雅人 (総務省政策統括官 (統計基準担当))

統計調査の組織系統と統計の精度

(2) 廣松 毅 (情報セキュリティー大学院)

統計調査の民間開放の現状と問題点

(3) 土屋隆裕 (統計数理研究所)

統計調査における外部委託や調査法の変更の調査精度への影響

会田氏は政府の立場からいくつかの公的統計調査の民間における実施状況の報告があった。廣松氏からは研究者・各種委員会の委員の立場から、民間開放の問題点への総合的言及があった。その中で、JMRAがこれまで政府に対して主張してきた論点も紹介もされた。土屋氏は3つの公的統計調査をとりあげて、具体的な調査結果の数値が調査方法でどのような影響を受けるかを、特に非標本誤差に焦点をあてて興味深い事例を報告した。

参加者は研究者および政府統計関係者が中心であった。フロアからの質疑がいくつかあり、統計調査を民間に発注する立場から現実的・実践的な問題の指摘がされた。しかしながら日本統計学会の会員のみの参加に限定されたため、今後は非会員・民間事業者との意見交換も盛り込んだ企画が期待される。日本統計学会では将来構想として、統計調査に関する学生、役人 (公務員)、民間実施機関の社員や調査員を対象とした資格認定をする計画も模索されており、2010年から具体的な計画が始まる。

④ (財) 統計情報研究開発センター (シンフォニカ) (担当: 岩間副委員長)

中川博雄参与にヒアリングをお願いした。結果は以下の通り。

財団法人統計情報研究開発センター (シンフォニカ) は、平成 4 年総務省統計局所管の財団法人として設立。統計情報の加工、分析、提供等に関する調査、研究及び開発を行い、統計情報の有効利用を促進する役目を担っている。平成 21 年公益法人制度改革により、財団法人全国統計協会連合会 (全統連) の活動を引き継いだ。旧全統連は、国や都道府県、市区町村及び民間団体の統計実務担当職員を対象とする「統計実務者基礎研修」の実施と統計調査員になる方々に配布される「統計調査員のしおり」を発行していた。シンフォニカに併合された後も、上記事業については継続されている。

社員、調査員の能力・技術研修検討小委員会では、「統計実務者基礎研修」を公的統計に携わる社員の研修講座として推奨している。昨年度は、11社、22人が受講した。今年度も5月に実施される予定であり、シンフォニカの実施要領を会員社に告知している。昨年に引き続きJMRAからの参加を期待している。本研修で使用するテキストとして新統計法に準拠し改訂された「統計実務基礎知識—平成 22 年 2 月改訂—」を出版しており、会員各社が購入している。また、「統計調査員のしおり」についても、新統計法に準拠し改訂された平成 22 年版を発行している。

⑤ ISO20252 認証協議会 (担当: 立石 JMRA 事務局長)

ISO20252 認証協議会は、JMRA が主体となって調査業界、クライアント、審査機関など幅広いステークホルダーを含む「ISO20252 認証協議会」を設置し、2006 年に国際規格として発効した「ISO 20252 市場・世論・社会調査—用語およびサービス要求事項 (以下、ISO 20252 という)」を認証基準として、日本国内において第三者によるマーケットリサーチサービス (MR サービス) の認証を実現するために設置されました。

ISO20252 認証協議会は、ISO20252 によるMRサービスの認証を実施するための「ISO20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム」の構築を行い、「ISO20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム (案)」について、2009 年 12 月 1 日～28 日に JMRA ホームページに公開し、パブリックコメントを求め、内容を検討し、2010 年 1 月 18 日の ISO20252 認証協議会において、承認しました。また、2010 年 4 月 23 日、「ISO20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム」の改定を行いました。

財団法人 日本適合性認定協会 (JAB) は、ISO20252 の審査を行う認証機関 (審査機関) の認定を 2010 年 4 月 23 日に開始しました。

JMRA では、ISO20252 の認証取得を促進するために、2010 年 2 月 16 日に、JMRA 正会員社に対し、「ISO20252」及び「ISO20252 マーケットリサーチサービス

製品認証制度の認証スキーム」に関する説明会、2010年3月2日、4月19日に「ISO20252規格研修会」を開催いたしました。

以上のような段階を経て、2010年6月に日本能率協会審査登録センター（JMRA QA）が審査機関として、JMRA正会員社である（株）インテージ、（株）サーベイリサーチセンターを対象としたプリテストを実施し、それをもとに、JABによる認証機関（審査機関）の認定が行われ、その後、本認証が行われる。

⑥（社）日本品質管理学会（担当：武井委員、鈴木委員）

内閣府・統計委員会は平成21年3月13日に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」で示された「統計の質」に関する評価を推進するために、（社）日本品質管理学会に研究を要請した。（社）日本品質管理学会はこれを受けて、「統計・データの質研究会（計画研究会）」を発足させ2010年6月から活動を開始する。構成メンバーは学識経験者と中央省庁の担当者のほか、業界からの代表としてJMRAも3人の委員を参加させた。

今後、データ、統計の質評価、データ質保証のためのプロセス、加工統計の設計品質確保など、データマネジメントと呼ばれてきたことに関わる研究を3年間にわたり推進していく。当面はさまざまな情報収集から始めて、成果や途中経過を統計関連学会連合大会において討論する予定。

2. 8 2010年度の委員会の対外的な活動に向けて

2010年度は、JMRAの公的統計基盤整備委員会に対して、外部の機関、団体等から検討委員会等への出席要請がある。2年間の公的統計基盤委員会活動の成果がそれらの外部機関、団体等に認知されてきた証と捉え、これらの公式の場を通してJMRAの公的統計への対応に向けた取組みと提案を意見表明していきたい。

1) 総務省政策統括官（統計基準担当）室、各府省統計主管部署と民間事業者との意見交換会

2009年3月に閣議決定された、公的統計の整備に関する「基本計画」に基づいて、2010年度から「民間事業者の活用に関する不断の見直し・改善」が行われることとなっている。

各府省統計主管部署の課長補佐クラスで構成するWGが2010年4月に設置され、活動がスタートすることになっている。JMRAは第一回の会合に出席の要請を受け、「公的統計に対応するJMRAの取組み」を紹介するとともに、WGメンバーとの意見交換を行うことになった。

2) 「統計の品質に関する委員会」（社）日本品質管理学会）への参加

2009年3月に閣議決定された、公的統計の整備に関する「基本計画」に基づいて、2010年度から「統計の品質に係る指標及び統計調査の実施過程の管理方法に

ついでに「統計の品質に関する委員会」(仮称)にJMRAに対して参加要請があり、3人のメンバーが委員として参加することになった。

この案件は、統計委員会から(社)日本品質管理学会に付託され、2010年5月から20名程度の委員の参加を得て、3年ぐらいの検討期間を設けて検討することになった。この「統計の品質に関する委員会」(仮称)にJMRAに対して参加要請があり、3人のメンバーが委員として参加することになった。

3) 官民競争入札等監理委員会統計調査分科会、同入札監理小委員会

2010年2月、JMRA 公的統計基盤整備委員会は内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会の要請に基づいてこの分科会に出席し、「公的統計への対応に向けた民間事業者(JMRA)の取組みと提案」と題して、JMRAの意見を表明した。

統計調査分科会におけるJMRAの意見表明に対する、その後の関係各府省の対応をしっかりとフォローアップしていく必要がある。

4) 改定ガイドラインへの意見表明

2009年3月に閣議決定された公的統計の整備に関する「基本計画」に基づいて、従来の「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」が2010年3月に改定された。

JMRAの公的統計基盤整備委員会では、小委員会を設置し国のガイドラインに対して「民間版ガイドライン」の検討を行ってきた。国のガイドラインに対する民間事業者の意見を今後も継続して表明していきたい。

第3章 2009年度の公的統計に対応する民間事業者の状況

3.1 会員社73社の調査員保有、稼動状況

JMRAに加盟している正会員社148社の内、今回、回答のあった73社の調査員の保有状況をみると約6割(44社)が何らかの調査手法の調査員を保有している。調査員の保有数を調査手法別にみると、「訪問調査員」が約9割(40社)で最も多く、次いで「CLT」、「来店客・来街者」、「ミステリーショッパー」の順になっている(表1参照)。また、1社当たりの調査員平均保有人数は533人であった。

全国で稼動可能な訪問調査員数は1社平均約350人(これをベースに推計すると全国の訪問調査員は約1万4,000人)、そのうち統計調査員との重複割合は、おおよそ3割、民間の調査機関での重複は7割(推定)となっている。(注1)

注1) 訪問調査員の合計人数は、「地域別内訳がわからない」という回答があるため、表1の人数とは異なる。

地域別(ブロック別)にみると、人数の多い順に首都圏、近畿、九州、東海の順で

表1 調査手法別保有調査員数

	全体	平均 (人)	最小値 (人)	最大値 (人)
訪問調査	40	358.4	1	1100
ミステリーショッパー	30	210.9	1	2456
来店客・来街者	33	130.3	1	630
電話調査	25	159.0	2	2456
CLT	39	67.7	1	300
その他	6	165.8	5	650
合計	44	532.7	1	2456

ある（表 2 参照）。

表 2 地域別平均稼働可能訪問調査員数（注 2）

合計	北海道	東北	北関東	首都圏	北陸信越	東海	近畿	中国	四国	九州
352人	25人	44人	26人	112人	44人	57人	80人	41人	31人	63人

注 2) 平均値の算出は「0」を除いて集計しているため、各地域別ブロックおよび合計のベースが異なり、地域別ブロックの人数を足し上げても合計人数とは異なる。

各正会員社が保有する調査員は、女性を中心に組織されており、年代は 50 歳代が 6 割を占めている。年間の平均委託本数は約 13 本で、ほぼ月 1 本のペースとなっているが、中には年間 50 本委託している調査機関もみられた。

年間の支払額で最も多かったのが 50～100 万円未満のゾーンで、全体の 2 割強を占めた。平均年収としては約 35.9 万円（1 本あたりに換算すると約 2.7 万円）となっている。

3. 2 中央省庁からの JMRA(正会員社)の受注実績

「競争入札参加資格申請登録」の申請先としては、「中央省庁」が 5 割（33 社）、「地方自治体」は 4 割（30 社）、「外郭団体・独立行政法人」が 3 割強（22 社）となっている。また、地方自治体への平均登録数は 62 箇所であった。省庁統一資格ランクが付与されている調査機関は 33 社で、「A ランク」4 社、「B ランク」5 社、「C ランク」21 社、「D ランク」2 社となっており、C ランクが前年度と比べ 10 社ほど増えている。

過去 5 年間での中央省庁からの受注実績は「意識・世論調査」が 3 割弱（19 社）で最も多く、次いで「研究調査・計画策定」（12 社）、「指定・承認統計」（9 社）となっており、「指定・承認統計」「研究調査・計画策定」での受注実績のある社数は少ない。

2008 年度、中央省庁から受注実績がある正会員社は全体の 2 割弱（14 社）にとどまった。中央省庁からの受注状況を業務タイプ別にみると、「意識・世論調査」が 11 社で合計 83 本と最も多く、次いで「計画策定等」が 9 社 38 本、「指定・承認統計」8 社 14 本で、受注本数の合計は 135 本となっており、2007 年度の 117 本を上回る結果となった（表 3 参照）。

表 3 業務タイプ別受注本数 (本)

	全体(N)	最小値	最大値	1社平均	合計
指定・承認統計	N=8	1	4	1.8	14
意識・世論調査	N=11	1	32	7.6	83
計画策定等	N=8	1	14	4.8	38
合計	N=14	1	37	9.6	135

次に業務タイプ別受注金額をみると、「指定・承認統計」は 1 社平均 1 億 5,615 万円、1 本平均 7,808 万円、正会員社総額で 10 億 9,306 万円であった。また、中央省庁全体（意識・世論調査、計画策定等を含む）では 1 社平均 1 億 4,333 万円、1 本平均 1,381

万円、正会員社総額 18 億 6,327 万円となった（表 4 参照）。

表 4 業務タイプ別受注金額 (万円)

	全体(N)	最小値	最大値	1社平均	合計	1本平均
指定・承認統計	N=7	326	40,000	15,615	109,306	7,808
意識・世論調査	N=10	140	15,000	5,616	56,155	676
計画策定等	N=7	400	14,500	2,981	20,866	549
合計	N=13	300	56,900	14,333	186,327	1,381

調査手法別の受注本数では、調査員調査が総数で 85 本（1 社平均約 8 本）、郵送調査が 665 本（1 社平均約 55 本）、インターネット調査が 132 本（1 社平均約 11 本）で、郵送調査の占める割合が高い。

調査手法別の受注金額では、調査員調査（8,821 万円）が郵送調査（20,435 万円）の 2.3 倍となっている。

官公庁からの受注業務における変動費は、70%以上と回答した正会員社が全体の 4 割強で、民間からの受注業務の変動費（70%以上は約 2 割）と比較すると、大幅に上回っている。

受注した調査本数をタイプ別にみると、「意識・世論調査」が 53 本と最も多く、次いで「計画策定」、「指定・承認統計」の順になっている。また、各府省庁別では「内閣府」が 28 本で最も多く、次いで「総務省」、「文科省」の順となっており、少なかったのは「農水省」「環境省」「経産省」であった。また、正会員社が 2008 年度に応札した数は 255 件で、内閣府が 93 件で最も多かった（表 5 参照）。

表 5 業務タイプ別受注・応札本数 各府省別

	合計	内閣府	総務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	その他
指定・承認統計	7/38	2/9	1/9	0/0	1/8	0/6	2/4	1/1	0/0	0/1
意識・世論調査	53/173	24/79	7/21	7/20	0/8	2/3	1/8	6/12	0/3	6/19
計画策定等	25/44	2/5	2/3	2/5	7/10	1/0	3/11	0/0	5/6	3/4
合計	85/255	28/93	10/33	9/25	8/26	3/9	6/23	7/13	5/9	9/24

※ 受注本数/応札本数

3. 3 中央省庁の統計調査を含む民間開放の状況

3. 3. 1 2009 年度公的統計の民間開放の状況

公的統計の民間開放の状況を以下の方法で調べた。

<第一ステップ>民間事業者を活用している公的統計をリストアップ。

公的統計における民間事業者の活用とは、調査客体からのデータ収集を中心業務として、その前後の調査票の配布、回収、疑義照会などの連続した作業工程を含む包括的な業務の委託と定義。公的統計の案件は、総務省政策統括官（統計基準担当）が毎月発行している「統計月報」を閲覧し、調査方法の系統が「民間調査機関」と

記述されている案件をリストアップ。このほかにも、「統計月報」を補充するデータとして、昨年度調べた案件で調査周期が毎年となっていたもの、「統計月報」には記載されていなかったが明らかに民間事業者を活用した案件などを確認してリストアップを行った。

＜第二ステップ＞委託先と契約金額の確認

公的統計の案件ごとに、各府省のホームページに掲載されている調達情報、主として「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）」に基づく競争入札に係る情報の公表から、契約の相手方（委託先）と契約金額を確認した。調達情報として公表されているものは、特に「公的統計」という識別はされていないため、膨大な調達件数の中からの確認は困難を極めた。また、我々が知りたいと思ったのは2009年度に実施された公的統計についてであるが、2009年度の4月以降の調達情報として公表されているデータだけでは、捕捉できない。たとえば、4月1日から実施する調査は、前年度には落札者、落札金額が決まっているため、2008年度の調達情報に遡って確認する必要があった。また、近年複数年契約の公的統計が増えてきているが、〇〇年度調査から△△年度調査までの××年間の調査という記述が無い場合、初年度は把握できても次年度以降見落とししてしまう可能性もある。

最終的には、調達情報で確認できなかったものについては、各府省の公的統計を統括しているセクションや実施部局に確認した。ただし、公的統計を統括しているセクションが必ずしも府省のすべての公的統計の委託先と契約金額を掌握しているわけではなく、また、実施部局にあたって確認してくれるわけでもない。

総務省政策統括官（統計基準担当）室は、各府省の公的統計で民間事業者を活用して実施されている情報を把握しているのであるから、実施部局に照会して民間事業者活用の実態を把握し、その情報を開示することを要望したい。

なお、集計データについては、以下の点に留意していただきたい。

注1) 同一業務名であるが業務内容を分割して2社に発注している調査が総務省にある。それぞれ別の調査とみなして2本とカウントした。

注2) 二つの異なる公的統計を一本化して発注している調査が、厚生労働省、国交省、環境省で1本ずつある。本数としてはそれぞれ2本とカウントしているが、契約金額は一本化されている。

注3) 同一業務名で、業務内容を4社に分割発注している調査が経産省に1本ある。契約金額は4社への発注分を合算して表示している。

注4) データ非公表の状況。委託先のみ非公表1本（国交省）、契約金額のみ非公表1本（経産省）、委託先、契約金額とも非公表1本（国交省）。

注5) 複数年契約の扱い。複数年契約となっている公的統計の契約金額は、単年度ベースに換算して集計した。

以下、民間事業者を活用した公的統計の状況をみていくことにする（表1、表2参照）。

(1) 民間事業者を活用した公的統計は、77本。契約金額は37億3千万円。

2009年度に実施された公的統計（基幹統計、一般統計）の民間開放の本数は、77本。漏れがあるかもしれないので最低でも77本という数字である。

契約金額は、非公表の2本を除く75本で37億3千万円。

2008年度対比で見ると、民間事業者を活用した公的統計の本数は、49本から77本に増えて57%増、契約金額は26億9千万円から37億3千万円へと10億4千万円増えて38%増となり、本数、契約金額とも大幅に増大した。（なお、複数年契約の契約金額は単年度に換算して算出している。）民間事業者を活用する公的統計が増えてきたこと、またデータの捕捉率が上がったことが要因と考えられる。

民間事業者を活用した公的統計

	2008年度	2009年度	前年差
本数（本）	49	77	+28（157.1%）
契約金額（百万円）	2,694	3,729	+1,035（138.4%）

(2) 委託先別の状況

本数ベースでは、受託本数が最も多いのは「その他民間」の27本で35%、次いで「団体」の20本、26%である。その次が「JMRA」「シンクタンク」が並び、それぞれ14本で18%の割合となっている。

契約金額ベースでは、「JMRA」の契約金額は19億3千万円、52%のシェアを占めて4分類の委託先別（「不明・非公表」を除く）でトップとなっている。次いで「その他民間」9億円（24%）、「シンクタンク」5億4千万円（14%）、「団体」3億5千万円（10%）の順である。

「JMRA」の社数は、5社・2連合（複数企業の連合体2団体）で14本、19億3千万円の受注。「シンクタンク」は9社で14本、5億4千万円となっている。

2008年度対比で見ると、本数ベースでは4分類のすべての委託先で2008年度を上回る受託本数となっている。契約金額ベースでは、4分類のすべての委託先で2008年度を上回っており、最も契約金額の伸びたのは「JMRA」6億円増、次いで「団体」2億7千万円増、「その他民間」1億6千万円増と続き、「シンクタンク」は1千万円増に留まった。

委託先別の受注単価は、「JMRA」1億4千万円、「シンクタンク」4千万円、「その他民間」3千万円、「団体」2千万円の順となっており、「JMRA」の受注単価が飛びぬけて高く、公的統計における民間事業者の中核的な位置を占めていると言

える。

委託先別の状況①（本数）			
	2008年度	2009年度	前年差
JMRA	9（18）	14（18）	+5
シンクタンク	7（14）	14（18）	+7
その他民間	15（31）	27（35）	+12
団体	15（31）	20（26）	+5
非公表	3（6）	2（3）	-1
合計	49（100%）	77（100%）	+28

委託先別の状況②（契約金額：百万円）			
	2008年度	2009年度	前年差
JMRA	1,330（49）	1,933（52）	+603
シンクタンク	523（19）	538（14）	+15
その他民間	742（28）	902（24）	+160
団体	80（3）	354（9）	+274
非公表	18（1）	1（0）	-17
合計	2,694（100%）	3,729（100%）	+1,035

（3）各府省別の状況

各府省別の公的統計における民間事業者の活用状況は、本数ベースで最も多いのは経産省 22 本、次いで国交省 14 本、以下総務省 11 本、厚労省 11 本、農水省 6 本、環境省 6 本、内閣府 5 本、財務省 1 本、文科省 1 本の順となっている。

契約金額ベースで見ると、最も契約金額の多いのは経産省 11 億 5 千万円、次いで総務省 11 億 1 千万円である。公的統計の民間事業者の活用で 10 億円の契約金額を超える府省はこの二つである。以下、厚労省 5 億円、内閣府 3 億 4 千万円、国交省 2 億 9 千万円、農水省 2 億 1 千万円が続く。

2008 年度対比で見ると、本数ベースでは経産省 2008 年度 21 本が 2009 年度は 22 本で 1 本増、内閣府は 2008 年度 6 本が 2009 年度は 5 本で 1 本減とほぼ横ばいであるのに対して、他の府省は大幅に本数が増えている。契約金額で見ると 2008 年度に 10 億円を超えていたのは経産省の 10 億円だけであった。契約金額は財務省を除いて各府省とも 2008 年度を大きく上回る結果となっている。

委託先別の状況①（本数）

	2008年度	2009年度	前年差
内閣府	6	5	- 1
総務省	7	11	+ 4
財務省	1	1	0
文科省	0	1	+ 1
厚労省	3	11	+ 8
農水省	3	6	+ 3
経産省	21	22	+ 1
国交省	7	14	+ 7
環境省	1	6	+ 5
合計	49	77	+ 28

委託先別の状況②（契約金額：百万円）

	2008年度	2009年度	前年差
内閣府	318	338	+ 20
総務省	784	1,112	+ 328
財務省	18	15	- 3
文科省	0	6	+ 6
厚労省	336	503	+ 167
農水省	45	215	+ 170
経産省	1,008	1,151	+ 143
国交省	163	289	+ 126
環境省	22	101	+ 79
合計	2,694	3,730	+ 1,036

（４）契約金額の状況

契約金額の価格帯でみると、「1千万円未満」が最も多く29本（39%）、「5千万円未満」は25本（34%）、全体の四分の三は「5千万円未満」となっている。「5千万円以上1億円未満」は8本（11%）、「1億円以上」は10本（14%）である。

契約金額「1億円以上」の公的統計10本の府省別本数は、経産省4本、総務省3本、厚労省2本、内閣府1本である。契約金額の最も高い公的統計は、経産省・資源エネルギー庁の「エネルギー消費統計調査」の4億8900万円であった。

契約金額の価格帯（本数、構成比）

1千万円未満	29（39）
5千万円未満	25（34）
1億円未満	8（11）
1億円以上	10（14）*内閣府1、総務省2、厚労省2、経産省4
非公表	2（3）
合計	74（100%）

（5）調査手法別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査手法別に見ると、単一の調査手法を採用しているのは、全体の約三分の一の27本（35%）で、「郵送調査」22本（29%）、「調査員調査」4本（5%）、「オンライン調査」1本（1%）である。

全体の約三分の二の50本（65%）は、複数の調査手法を組み合わせ取り入れている。一番多い組み合わせは、「郵送調査・オンライン調査」の30本で全体の40%を占めている。

複数の調査手法を取り入れているもので、「調査員調査」を取り入れているのは12本（16%）、「郵送調査」を取り入れているのは48本（62%）、「オンライン調査」取り入れているのは39本（51%）である。

民間事業者を活用した公的統計の調査手法は、時系列で比較できるデータを有していないが、「郵送調査」「オンライン調査」が主流になってきていると考えられる。

調査手法別状況（本数、構成比）

調査員調査	4（5）
郵送調査	22（29）
オンライン調査	1（1）
郵送・調査員調査	9（12）
郵送・オンライン調査	30（40）
郵送・FAX調査	1（1）
郵送・オンライン・電話調査	1（1）
郵送・オンライン・FAX調査	4（5）
オンライン・電話・FAX調査	1（1）
郵送・オンライン・調査員調査	2（3）
郵送・調査員・オンライン・FAX調査	1（1）
その他	1（1）
合計	77（100%）

調査手法併用型のタイプ

① 調査員調査を含む調査のタイプ	12 (16%)
② 郵送調査を含む調査のタイプ	48 (62%)
③ オンライン調査を含む調査のタイプ	39 (51%)

(6) 調査周期別の状況

民間事業者を活用した公的統計を調査周期別に見ると、「毎年」実施している調査が37本(48%)で、全体の約半数を占めている。調査周期が1年未満の「毎月、四半期、半年」は23本(30%)、調査周期「1年以内」は全体の約8割にあたる。すなわち、2009年度に民間事業者を活用した調査の約8割は、毎年実施している調査ということになる。

これ以外の周期の調査は、「2年周期」の調査実施年に当たったものが8本、「5年周期」が1本、「不定期」の調査の実施年に当たったものが1本である。

調査周期別の状況

	本数
毎月	17 (22)
四半期	5 (6)
半年	1 (1)
毎年	37 (48)
2年	8 (10)
5年	1 (1)
不定期	1 (1)
一回限り	7 (1)
合計	77 (100%)

(7) 契約の根拠法

民間事業者を活用した公的統計は、公共サービス改革法に基づく民間開放が13件(17%)、会計法に基づく民間開放は64件(83%)であった。

2008年度対比で見ると、公共サービス改革法に基づく民間開放は3件増であるが、会計法に基づく民間開放は25件増となり、会計法に基づく民間開放の割合も増大した。

契約の根拠法（本数）		
	2008年	2009年
公共サービス改革法	10（20）	13（17）
会計法	39（80）	64（83）
合計	49（100%）	77（100%）

（8）公共サービス改革法に基づく民間委託の状況

公共サービス改革法に基づく民間開放は、5省で合計13本、契約金額では5億2千万円となっている。本数、金額とも農水省が最も多くて5本、2億円となっている。次いで厚労省の3本、1億7千万円である。

公共サービス改革法に基づく民間開放の契約金額5億2千万円は、公的統計の民間開放の契約金額全体である37億3千万円の14%の割合である。

公共サービス改革法に基づく民間開放の状況①（本数、契約金額：百万円）

	本数	契約金額（構成比）
総務省	1	18（3）
財務省	1	15（3）
厚労省	3	172（33）
農水省	5	202（39）
経産省	1	102（19）
環境省	2	15（3）
合計	13	524（100%）

公共サービス改革法に基づく民間開放の委託先は、本数では「その他民間」が6本と最も多くなっているが、契約金額では「JMRA」が最も多く3億4千万円、66%、次いで「団体」の1億円、20%となっている。

公共サービス改革法に基づく民間開放の状況②（委託先、契約金額：百万円）

	本数	契約金額（構成比）
JMRA	4	344（66）
その他民間	6	75（14）
団体	3	104（20）
合計	13	523（100%）

（9）複数年契約の状況

民間事業者を活用した公的統計の複数年契約は14本、全体の2割弱である。複

数年契約の本数は農水省が最も多くて5本、民間開放している6本の内5本が複数年契約となっている。次いで、総務省4本、厚労省2本、財務省1本の順である。

2008年度対比でみると、2008年度の複数年契約の案件は、総務省（3年契約3本）、農水省（2年契約3本）の2省で計6本であった。2009年度は先の2つの省に加えて、財務省、厚労省、経産省、環境省の4省が加わって6省で計14本が複数年契約となっている。

2009年度の複数年契約は、3年契約が11本、2年契約が4本となっている。複数年契約を取り入れる府省が増えていること、契約年数も2年よりも3年契約が増大しており契約期間の長期化の傾向が見られる。

複数年契約の状況（本数）

	2008年度	2009年度
総務省	3	4（3年－4本）
財務省	0	1（3年－1本）
厚労省	0	3（3年－2本、2年－1本）
農水省	3	5（3年－2本、2年－3本）
経産省	0	1（3年－1本）
環境省	0	1（3年－1本）
合計	6	15（3年－11本、2年－4本）

3. 3. 2 「その他調査」の受注実績

JMRA 会員社は、公的統計（基幹統計、一般統計）以外の「意識調査・世論調査」や単発型の「計画策定調査」「調査研究」などから発生するアンケート調査等の「その他調査」を各府省から受注している。JMRA 会員社の「その他調査」の2009年度受注実績を自己申告の方式で調べた。

JMRA 会員社の各府省からの受注実績は、10社が参入し、12府省、受注本数68本、契約金額8億4千万円となっている。

契約金額の最も多いのは、内閣府27本、3億1千万円、次いで国交省12本、1億4千万円、文科省3本、1億3千万円の順である。

2008年度対比でみると、参入した会員社は8社から10社に増加したものの、受注本数は前年比86%の68本に減少している。受注金額は、受注本数が減少したものの対前年比107%となった。受注金額を府省別にみると、国交省で1億円増、文科省で8千万円増となったが、総務省では8千万円の減少となっている。

「その他調査」の受注実績（受注社数、受注本数、受注金額）

	受注社数		受注本数		受注金額（万円）	
	08	09	08	09	08	09
内閣府	5	7	28	27	3,4276	3,1139
総務省	5	2	9	4	1,4370	6161
外務省	1	1	1	1	300	200
財務省	2	1	2	1	433	293
文科省	3	2	10	3	5515	1,3123
厚労省	4	3	5	8	7884	5341
農水省	3	2	3	4	3020	2616
経産省	3	1	4	2	3638	3697
国交省	4	3	6	12	3621	1,4233
環境省	1	1	5	3	3800	4725
警察庁	2	1	6	2	1760	2342
その他	0	1	0	1	0	35
合計	8	10	79	68	7,8617	8,3905
09/08	100%	125%	100%	86%	100%	107%

3.3.3 まとめ

2009年度の公的統計における民間開放の市場規模は、37億3千万円。JMRA会員社は、契約金額ベースで5割を超える19億3千万円を獲得。公的統計以外の中央官庁を顧客とする「その他調査」では、10社が参入して68本を獲得、契約金額ベースでは8億4千万円を受注している。公的統計と「その他調査」を合わせると、JMRA会員社は中央官庁から27億7千万円の調査業務を受注していることになる。

対前年をみると、公的統計の契約金額は6億円増えて145%となっている。また、「その他調査」の受注金額は5千万円増えて107%となっている。公的統計と「その他調査」を合わせると、2008年度21億2千万円から27億7千万円へと6億5千万円売上げを伸ばし、対前年131%を達成したことになる。厳しい経済情勢が続く中、対前年131%の受注金額は、民間事業者にとって魅力のある市場規模の拡大とみることができるといえる。

公共サービス改革法に基づく民間開放は今後、企業、事業所対象の郵送調査を中心に拡大するという方針が打ち出されており、市場規模は確実に拡大することが見込まれる。

中央官庁からの調査業務（受注金額：百万円）

	2008年度	2009年度	前年差	前年比
公的統計	1,330	1,933	+603	145
「その他調査」	786	839	+53	107
合計	2,116	2,772	+656	131

(表1)

2009年度、民間事業者を活用した統計調査の総括表

		合計	JMRA	シンクタンク	その他民間	外郭・系列団体	不明・非公表
内閣府	本数	5	1	2	2		
	契約金額	337,732,500	176,158,500	154,245,000	7,329,000	-	-
	構成比	100.0	52.1	45.7	2.2		
総務省	本数	11	5	1	3	2	
	契約金額	1,111,548,550	1,065,960,000	3,780,000	27,596,800	14,211,750	-
	構成比	100.0	95.8	0.3	2.5	1.3	
財務省	本数	1			1		
	契約金額	15,190,000	-	-	15,190,000	-	-
	構成比	100.0			100.0		
文科省	本数	1			1		
	契約金額	6,226,500	-	-	6,226,500	-	-
	構成比	100.0			100.0		
厚労省	本数	11	3	3	3	2	
	契約金額	502,712,784	195,650,000	231,941,029	33,277,755	41,844,000	-
	構成比	100.0	38.9	46.1	6.6	8.3	
農水省	本数	6	1		1	4	
	契約金額	215,000,530	91,700,000	-	6,733,125	116,567,405	-
	構成比	100.0	42.7		3.1	54.2	
経産省	本数	22	3	4	11	4	
	契約金額	1,151,187,416	360,150,000	78,518,736	703,350,491	9,168,189	非公表1
	構成比	100.0	31.3	6.8	61.1	0.8	
国交省	本数	14	1	4	5	2	2
	契約金額	288,555,300	43,575,000	69,751,500	102,337,800	71,788,500	1,102,500
	構成比	100.0	15.1	24.2	35.5	24.9	0.4
環境省	本数	6				6	
	契約金額	100,810,000	-	-	-	100,810,000	-
	構成比	100.0				100.0	
合計	本数	77	14	14	27	20	2
	契約金額	3,728,963,580	1,933,193,500	538,236,265	902,041,471	354,389,844	1,102,500
	構成比	100.0	51.8	14.4	24.2	9.5	0.0

(表2) - 1

2009年度、民間事業者を活用した統計調査の一覧

根拠法:①公共サービス改革法、②会計法
 委託先:①JMRA会員社、②シンクタンク、③その他の民間企業、④外郭・系列団体
 備考欄:「3-①」は、3年契約の1年目を表す。
 (注)府省名の欄の数字は、「統計月報」掲載月。

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
			【内閣府】						
1	09.11	一般	消費動向調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	調査員	毎月	会計	JMRA	176,158,500	
2	09.11	一般	企業行動に関するアンケート調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送	毎年	会計	その他民間	2,625,000	
3	09.07	一般	民間企業投資・除却調査 (経済社会総合研究所国民経済部国民資産課)	郵送、オン	毎年	会計	シンクタンク	59,850,000	
4	09.03	一般	平成21年度民間非営利団体実態調査 (経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課)	郵送	毎年	会計	その他民間	4,704,000	
5	09.04	一般	景気ウォッチャー調査 (経済社会総合研究所景気統計部)	郵送、オン、電話	毎月	会計	シンクタンク	94,395,000	
			内閣府計					337,732,500	
			【総務省】						
6	09.12	一般	通信利用動向調査、調査実施事務 (情報通信国際戦略局情報通信課情報通信経済室)	郵送	毎年	会計	団体	12,899,250	
7	09.12	一般	通信利用動向調査、報告書作成業務 (情報通信国際戦略局情報通信課情報通信経済室)	報告書作成	毎年	会計	シンクタンク	3,780,000	

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
8	09.09	一般	通信・放送産業基本調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送、オン	毎年	会計	その他民間	9,765,000	
9	09.09	一般	放送番組制作業実態調査 (情報通信国際戦略局情報通信政策課)	郵送、オン	毎年	会計	JMRA	1,260,000	
10	09.07	一般	家計消費状況調査 (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA	482,300,000 (1,446,900,000)	3-①
11	09.03	一般	全国単身世帯収支実態調査 (統計局統計調査部消費統計課)	郵送、調査員、オン	一回限り	会計	JMRA	27,300,000	
12	09.02	一般	通信・放送産業動態調査 (情報通信国際戦略局情報通信課情報通信経済室)	郵送、オン、FAX	四半期	会計	団体	1,312,500	
13	09.01	一般	貸切バス事業の経営の安定と安全確保を推進するためのアンケート調査 (行政評価局総務課地方業務室)	郵送	一回限り	会計	その他民間	331,800	
14		一般	サービス産業動向調査(A) (平成20年) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA	258,650,000 (775,950,000)	3-②
15		一般	サービス産業動向調査(B) (平成21年) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、調査員	毎月	会計	JMRA	296,450,000 (889,350,000)	3-①
16		基幹	科学技術研究調査 (平成20年) (統計局統計調査部経済統計課)	郵送、オン	毎年	公共	その他民間	17,500,000 (52,500,000)	3-②
			総務省計					1,111,548,550	

(表2) - 2

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
【財務省】									
17		基幹	民間給与実態統計調査(平成21・22年分) (平成21年) (国税庁長官官房企画課)	郵送、オン	毎年	公共	その他民間	15,190,000 (45,570,000)	3-①
								15,190,000	
【文科省】									
18	09.10	一般	民間企業の研究活動に関する調査 (科学技術政策研究所)	郵送、オン	毎年	会計	その他民間	6,226,500	
								6,226,500	
【厚労省】									
19	09.10	一般	院内感染対策サーベイランス (医政局指導課)	オン	毎月	会計	団体	29,244,000	
20	09.10	一般	障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 (社会・援護局障害保険福祉部福祉課)	郵送、オン	毎年	会計	シンクタンク	53,843,000	
21	09.10	一般	中国残留邦人等実態調査 (社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室)	郵送	不定期	会計	その他民間	10,650,255	
22	09.09	一般	能力開発基本調査 (職業能力開発局総務課基盤整備室)	郵送、調査員	毎年	会計	JMRA	45,150,000	
23	09.09	一般	介護従事者処遇状況等調査 (老健局老人保健課)	郵送、オン	一回限り	会計	シンクタンク	100,403,887	
24	09.09	一般	保険医療材料等使用状況調査 (保険局医療課)	郵送、オン、FAX	2年	会計	団体	12,600,000	

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
25	09.06	一般	平成21年有期労働契約に関する実態調査 (労働基準局総務課)	郵送	一回限り	会計	その他民間	1,627,500	
26	09.05	一般	医療経済実態調査 (保険局医療課保険医療企画調査室)	郵送、オン	2年	会計	シンクタンク	77,694,142	
27	09.05	一般	就労条件総合調査 (統計情報部賃金福祉統計課)	郵送、調査員	毎年	公共	その他民間	21,000,000 (42,000,000)	2-①
28	09.02	一般	介護サービス施設・事業所調査 (統計情報部社会統計課)	郵送	毎年	公共	JMRA	150,500,000 (451,500,000)	3-①
29	09.01	一般	社会福祉施設等調査(同上と合体) (統計情報部社会統計課)	郵送	毎年	公共	(同上)	(上記金額に含む)	
								502,712,784	
【農水省】									
30	10.01	一般	畜産物流通調査 (統計部生産流通消費統計課)	オン、電話、FAX	実施日	会計	団体	13,063,655	
31	09.12	一般	木材流通統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	郵送、オン、FAX	毎月	公共	団体	10,500,000 (21,000,000)	2-②
32	09.08	一般	内水面漁業生産統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	郵送、オン、調査員	毎年	公共	団体	65,100,000 (195,300,000)	3-①
33	09.08	一般	農作物価統計調査 (統計部経営・構造統計課)	郵送、調査員、オン、 FAX	毎月	公共	JMRA	91,700,000 (275,100,000)	3-①
34	08.08	基幹	牛乳乳製品統計調査 (統計部生産流通消費統計課)	調査員	毎年	公共	団体	27,903,750 (55,807,500)	2-②

(表2) - 3

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
35	08.08	一般	生鮮食料品価格・販売動向調査 (統計部生産流通消費統計課消費統計室)	調査員、郵送	毎月	公共	その他民間	6,733,125 (13,466,250)	2-②
農水省計								215,000,530	
【経産省】									
36	09.11	一般	経済危機下における企業の取引実態調査(白書向け) (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送	毎年	会計	シンクタンク	22,186,847	
37	09.09	一般	情報処理実態調査 (商務情報政策局情報経済課)	郵送、オン	毎年	会計	その他民間	8,862,000	
38	09.08	一般	消費者向け電子商取引実態調査 (調査統計部産業統計室)	郵送、オン	一回限り	会計	その他民間	149,100,000	
39	09.06	一般	中小企業基本実態調査 (中小企業庁事業環境部企画課調査室)	郵送	毎年	会計	JMRA	236,250,000	
40	09.05	基幹	特定サービス産業実態調査 (調査統計部サービス統計室)	郵送	毎年	会計	その他民間	11,818,227	
41	09.03	一般	外資系企業動向調査 (調査統計部企業統計室)	郵送	毎年	会計	その他民間	15,750,000	
42	09.03	一般	知的財産活動調査 (特許庁総務部企画調査課)	郵送	毎年	会計	JMRA	22,050,000	
43	09.03	一般	海外事業活動基本調査 (調査統計部企業統計室)	郵送	毎年	会計	その他民間	20,475,000	
44	09.03	一般	家庭電気製品の量販店販売統計調査 (商務情報政策局情報通信機器課)	郵送、オン	毎月	会計	その他民間	818,464	

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
45	09.03	一般	公害防止設備投資調査 (経済産業技術環境局環境政策課環境指導室)	郵送	毎年	会計	その他民間	722,800	
46	09.03	一般	容器包装利用・製造等実態調査 (農、総合食料局食品安全産業企画課) (経、経済産業政策局産業資金課)	郵送、オン	毎年	会計	シンクタンク	48,300,000	
47	09.02	一般	組込みソフトウェア産業実態調査 (商務情報政策局情報処理振興課)	郵送、調査員	毎年	会計	その他民間	非公表	
48	09.02	一般	平成20年度エネルギー消費統計調査 (資源エネルギー庁総合政策課)	郵送	毎年	会計	その他民間	489,000,000	
49	09.02	一般	砕石動態統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	その他民間	3,990,000	
50	09.01	一般	繊維流通統計調査 (製造産業局繊維課)	郵送	毎月	会計	シンクタンク	6,400,189	
51	09.01	一般	非鉄金属等需給動態統計調査 (資源エネルギー庁資源・燃料部鉱物資源課)	郵送、オン、FAX	毎月	会計	その他民間	2,814,000	
52	09.01	一般	バイオ産業創造基礎調査 (製造産業局生物化学産業課)	郵送、オン	毎年	会計	シンクタンク	1,631,700	
53	09.04	基幹	経済産業省企業活動基本調査 (調査統計部企業統計室)	郵送、オン	毎年	公共	JMRA	101,850,000 (305,550,000)	3-①
54	09.02	一般	鉄鋼需給動態統計調査(鋼鉄生産内訳月報) (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オン	毎月	会計	団体	2,158,800	
55	09.02	一般	鉄鋼需給動態統計調査(特殊鋼材需給月報) (製造産業局鉄鋼課)	郵送、オン	毎月	会計	団体	1,035,748	

(表2) - 4

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
56	09.02	一般	生コンクリート流通統計調査 (製造産業局住宅産業窯業建材課)	郵送	四半期	会計	団体	4,777,500	
57	09.02	一般	金属加工統計調査 (製造産業局素形材産業室)	郵送	月	会計	団体	1,196,141	
経産省計								1,151,187,416	
【国交省】									
58	10.01	一般	空家実態調査 (住宅局住宅政策課)	郵送、調査員	5年	会計	シンクタンク	6,982,500	
59	10.01	一般	バルク貨物流動調査 (港湾局計画課企画室)	郵送、オン	一回限り	会計	団体	29,998,500	
60	09.12	一般	建築物リフォーム・リニューアル調査 (情報政策本部情報安全・調査課建設統計室)	郵送、オン	半年	会計	その他民間	4,830,000	
61	09.12	一般	住宅市場動向調査 (住宅局住宅政策課)	郵送、調査員	毎年	会計	非公表	非公表	
62	09.10	一般	民間住宅ローンの実態に関する調査 (住宅局総務課民間事業支援調整室)	郵送、FAX	毎年	会計	非公表	1,102,500	
63	09.09	一般	航空旅客動態調査 (航空局空港部計画課)	調査員	2年	会計	その他民間	29,190,000	
64	09.09	一般	航空貨物動態調査 (航空局空港部計画課)	郵送、オン	2年	会計	シンクタンク	20,790,000	
65	09.09	一般	国際航空貨物動態調査(上記調査と合体) (航空局空港部計画課)	郵送、オン	2年	会計	(同上)	(上記金額に含む)	

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
66	09.08	一般	自動車分解整備事業実態調査 (自動車交通局技術案全部整備課)	郵送、オン	毎年	会計	その他民間	6,090,000	
67	09.07	一般	国際航空旅客動態調査 (航空局空港部計画課)	調査員	毎年	会計	その他民間	59,859,000	
68	09.06	一般	旅行・観光消費動向調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送	四半期	会計	シンクタンク	41,979,000	
69	09.03	一般	建設関連業等の動態調査 (情報管理部情報安全・調査課建設統計室)	郵送、オン	毎月	会計	その他民間	2,368,800	
70	09.03	一般	建設機械等損料調査 (総合政策局建設施工企画課)	郵送、オン	2年	会計	団体	41,790,000	
71	09.02	一般	宿泊旅行統計調査 (観光庁参事官観光経済担当)	郵送	四半期	会計	JMRA	43,575,000	
国交省計								288,555,300	
【環境省】									
72	10.01	一般	環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査 (環境政策局環境計画課)	郵送、オン	毎年	会計	その他民間	2,980,000	
73	09.12	一般	産業廃棄物処理実態調査(平成21年・承認2回目) (大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)	郵送、オン	一回限り	会計	その他民間	70,350,000	
74	09.08	一般	環境投資等実態調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オン	年	会計	その他民間	9,000,000	
75	09.06	一般	環境にやさしい企業行動調査 (総合環境政策局環境経済課)	郵送、オン	年	会計	その他民間	3,430,000	

(表2) - 5

NO.	府省	種別	調査名	調査手法	周期	根拠法	委託先	契約金額(円)	備考
76	09.03	一般	水質汚濁物質排出量総合調査 (水・大気環境局水環境課環境指導室)	郵送、オン	2年	公共	その他民間	15,050,000 (45,150,000)	3-①
77		一般	水質汚濁防止法等の施行状況調査(上記調査と合体) (水・大気環境局水環境課環境指導室)	(郵送、オン)	(2年)	公共	(同上)	(上記金額に含む)	
環境省計								100,810,000	
総合計								3,728,963,580	

第4章 2009年度の総括と今後の展望

4. 1 2009年度の総括

(1) 公的統計の民間開放は大きく進展

2009年度の公的統計市場は、JMRAの調べでも本数ベースで対前年57%増、契約金額ベースで38%増となった。経済不況が言われる中、公的統計市場の民間開放は大幅に進展しているといえる。

公的統計の民間開放の動きは、今後さらに拡大していくものと予想できる。内閣府官民競争入札等監理委員会は、統計調査の分野で平成23年度以降、企業・事業所対象の郵送調査を民間開放の重点的な対象にするとしている。今のところ、すでに民間開放した統計調査の案件をもう一度行政府に戻すという動きも見られない。一度行政府の手を離れて実施された統計調査は、元に戻すことは不可能に近いのである。JMRA会員社が受託した公的統計は、期待通り着実に履行されており、一部に心配されていた履行能力に対する不信感は、JMRA会員社に限って言えば、その実績によって払拭されたといえる。

しかし、発注者側の統計調査実施部局と民間受託者との間に、ミスマッチも起こっている。受注実績を作りたいため低価格で落札した民間事業者が大幅な赤字を出したり、翌年度の予算確保に統計調査実施部局が苦勞したり、挙句の果てに応札業者が現れず不落になるケースも出ている。また、仕様書を読みきれず見積もりミスをして、赤字計上という業務も起きている。経験を積み統計調査実施部局とも意見交換を進めながら、信頼できる民間事業者を選定できるよう現行の入札制度の改革等工夫を重ねていく必要がある。

大型業務の民間開放、複数年契約の導入、JV方式での参入が認められるなど、民間開放の環境は整いつつあるといってよい。JMRA会員社でも公的統計への参入を希望する会社は44社に上るが、2009年度実績では5社・2連合の受注実績しかない。2008年度と変わらない社数(5社・1連合)で受注本数、契約金額を大幅に伸ばしたのであるから、JMRA会員社としては、参入意欲も参入余力も十分あると考えられる。

公的統計の民間開放はまだスタートしたばかりである。JMRA 会員社は、規模の大きい調査、複数年契約の調査で、将来的に適正な利益が確保できる公的統計が成り立つかどうかを見極めようとしているのが現状である。すなわち民間調査市場において、公的統計は民間企業の調査案件と比較しても魅力ある案件足りうるか否かを注目している段階といえる。

公的統計の本格的な民間開放を実現していくためには、統計調査実施部局の側は公共調達透明性を高めること、また民間調査市場のルールに合わせて魅力ある案件作りに努力することが必要である。

(2) 民間事業者としての JMRA 委員会のプレゼンスは高まった

2009 年度の公的統計基盤整備委員会のプレゼンスは、昨年にも比べても格段に高まった。2008 年度は委員会活動を取りまとめた「公的統計市場に関する年次レポート 2008」（報告書）を作成し、各府省の統計実施部局のトップ、窓口担当者等を歴訪したり、行政府の公的統計の作成に関連する学識者や統計関係の団体等にも報告書を送付して JMRA の委員会としての活動の成果をアピールしてきた。

2009 年度も引き続き毎月定例の委員会を開催し、委員会には学識者、統計実施部局の実務者、関係者をゲストスピーカーに招き、委員会メンバーとの意見交換を重ねてきた。

公的統計に関連して、行政府の横断的な対応を行っている内閣府公共サービス改革推進室や総務省政策統括官（統計基準担当）には、窓口担当者をそのつど訪問し、施策や取組みの進捗状況等を確認してきた。

また、公的統計に関する行政府の動向をウォッチングするため、内閣府統計委員会、内閣府官民競争入札等監理委員会、同統計調査分科会、同入札監理小委員会を傍聴してきた。

こうした取組みに加えて、2009 年度は行政府の委員会（内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会）に出席して、JMRA の「公的統計への対応に向けた民間事業者（JMRA）の取組みと提案」という意見表明を行う機会を与えられ、委員と率直な意見交換を行った。公的統計の方向性の議論に影響力のある行政府の委員会に出席して意見表明する機会が与えられたことは、JMRA が民間事業者としての存在を認められたことの証であり、今後ともこうした機会を積極的に活用して民間事業者としての意見を表明していきたい。

(3) さらなる、信頼される民間事業者としての成長を目指して

2008 年 4 月に発足した JMRA の「公的統計基盤整備委員会」は、公的統計の委託先として信頼される民間事業者としての受け皿づくりに努めてきた。

公的統計の民間開放を議論する場で、JMRA の「公的統計基盤整備委員会」はそ

のプレゼンスを高めてきたし、結果として JMRA 会員社の受注実績も大きく進展してきている。

民間事業者と言っても、調査を本業とする「JMRA」のほかに、「シンクタンク」「その他の民間」「団体」など多様である。しかし「JMRA」は契約金額ベースで 51% のシェアを持ち、民間事業者の中核的な位置にある。

「JMRA」は資格申請登録会員社が増加し、公的統計への参入意向を持つ会員社が 44 社ありながら、受注実績のある会社はまだ限定されているのが現状である。今後の課題は受注実績のある会員社の裾野を広げることである。

公的統計の民間開放が進展する中で、信頼できる民間事業者を選定するための基準作りもより厳しくなってくると考えられる。現に公的統計に携わる人（社員、調査員）について、民間の調査機関に所属している人を含めて、何らかの資格認定制度を検討すべきではないかという話が持ち上がってきている。既存の「社会調査士」等の資格制度の活用や公的統計に携わる人を対象とする研修制度の民間人への門戸開放など、公的統計の民間開放が進展してくれば官民一体となって人材育成の必要性は高まってくる。こうした全体の動向を見据えて JMRA としても公的統計に対応できる社員、調査員の人材育成を図りながら、履行対応能力の向上に努めていく必要がある。

(4) 受注実績から見えてきた検討課題

公的統計の民間開放を着実に進めていくためには、いくつかの検討課題も見えてきた。民間事業者は民間調査市場のルールに則って仕事を受注し、実施している。公的統計の民間開放とは、見方を変えれば行政府が公的統計という案件を携えて、民間調査市場に参入するということの意味する。市場への参入を実現するためには、契約条件において他の民間顧客の案件と同等以上の魅力ある条件を備えている必要がある。公的統計の民間開放が緒についた今の段階は、応札する民間事業者も将来の可能性にける期待を持つと同時に、実際に受注して公的統計の仕事を経験してみることが必要であるため、ある意味採算を度外視してお試しで受注しているのではないかと思われるところもある。

民間事業者としては、大規模調査の案件や複数年契約の仕事を受注し、将来採算が見込めるという見通しが立った時はじめて、公的統計を継続的、安定的な魅力ある案件として認識することになるのではないか。

このような認識に立つ時、公的統計が民間調査市場に参入するときの検討課題も見えてくる。

① 公的統計においても直接費以外のコスト負担は必要

公的統計の委託費の現状は、公的統計に携わる人の人件費と実施業務にかか

るコストだけで算出計上されているように思われる。会社や事業を継続するために必要な間接コストや販売費、一般管理費などが見込まれておらず、企業会計から見ると赤字業務ということになる。一回きりの調査であれば見積もりミスということもありうるが、恒常的に赤字を計上するような調査であれば、撤退やむなしという結論になる。持続的、安定的に民間事業者からの信頼を獲得するためには、行政府の側にも間接コストや販売費、一般管理費などの直接費以外のコスト負担が必要となることを認識してもらう必要がある。

② 「質の向上とコスト削減」は両立しない

公共サービス改革法に基づく統計調査の民間開放は、「質の向上とコスト削減」を目的とし、それを実現するために民間事業者の創意工夫を求めるとしている。質の向上には費用増が伴うのは必然であり、JMRA 会員社としては受託経験から言っても「質の向上とコスト削減」の両立はありえないと認識している。民間開放によってコスト削減が実現するのは、民間委託した部分が、行政府が実施するよりも安くつくというのではなく、行政府側の統計調査の実施に伴うトータルコストにおいて削減効果があると理解すべきであろう。

③ 低価格落札の防止策が必要

公的統計を低価格で落札した場合、収益を圧迫し調査の精度にも大きな影響を及ぼすことになる。お試しで安くてもいいから受注実績を上げたいという応札のケースをなくするようにしなければ、委託する側も受託する側もお互いに不幸な結果を味わうことになる。

低価格で落札した場合、統計調査の実施部局の立場に立てば、翌年度の予算確保にも影響が生じる。前年度を下回る予算額では応札する民間事業者はいなくなり、「不落」になる可能性もある。一度行政府の手を離れて民間事業者に委託した公的統計を元に戻すのは不可能に近い。応札する民間事業者がいなかったため不落になれば時系列調査の実施が不可能になる。低価格落札はこのように負のスパイラルを引き起こし、統計実施部局にも民間事業者側にも不幸な出来事となる。こうした事態を惹起しないためにも官民知恵を出し合って低価格落札の防止策を検討する必要がある。

④ 原課と会計課の二元対応の問題性

現行の公共調達の仕事は、仕様書は統計調査実施部局の原課が作成し、予定価格は会計課が設定し入札を仕切ることになっている。予算額は原課が確保したのか会計課が確保したのか不明である。予算確保の段階で原課から要請されて民間事業者が提出している「概算見積」は、公共調達の仕組み・ステップ

の中でどのように位置づけられ、活用されているのか。予定価格を設定するに当たって民間事業者が提出している「下見積」は、原課、会計課でどのように活用されているのか。「概算見積」「下見積」はどのような業態の民間事業者何社から入手しているのか。もし応札する意思の無い民間事業者から、予定価格を設定するための「下見積」を取った場合、無責任な見積金額を参考にすることになるのではないか。また、現在の入札制度では予算額の範囲内で予定価格が設定され、契約金額はさらに予定価格を下回って締結されている。予算額>予定価格>契約金額の不等式をいつも成り立たせているのはなぜか。仕様書に対応して予算額が確保されていると思うが、その予算額を減額して予定価格を設定した場合、予定価格に連動して仕様書は変更されているのだろうか。

現状の適正な利益の出ない委託費の構造の中で、予算額、予定価格は仕様書と連動しているのかどうかはなはだ疑問である。契約金額は会計課が決め、仕様書通りの仕事をしてもらうのが原課の役割と言われるが、仕様書と予定価格は連動していなければならない。現状は原課と会計課の二元対応になっており、結果としては責任の所在をあいまいにしている。責任の所在を一元化し、公共調達の仕事と執行プロセスの透明性をより高めて民間事業者に対する説明責任を果たしてもらいたい。

⑤ 予算額はなぜ情報開示できないのか

現在の入札制度は、見積書と企画提案書の総合評価によって委託先が決定される。応札する場合、民間事業者は仕様書を読み込んだ上で企画提案書を作成し、見積書を作成する。調査の実施プロセスの中で外部に委託する作業工程がある場合、その作業工程の見積書の作成を外部委託先に依頼することになる。業務が受注できればこれらの労力は報われることになるが、受注できなければすべて無償稼働となる。

予算額が開示されれば、応札回避の判断ができる。予算額の規模と調査期間が明示されれば、その時期にその規模の調査に対して自社の対応が可能かどうか目星をつけることができる。対応不可能と判断すれば応札は回避し、条件の良い他の案件を模索することになる。応札回避は無償稼働を発生させないという意味で民間事業者にとっては最大のコスト削減となるのである。予算額の範囲内で企画競争の結果、委託先が選定されることになれば、発注者にとっても安心安全の保証付きの委託先の選定となる。低入札価格の防止策にもつながる。信頼できる民間事業者を選定するためにも予算額の情報開示を求めたい。

⑥ 入札金額は「総価」ではなく「見積もり明細」を評価対象に

現在の入札制度では、入札金額は「総価」を札入れすることになっている。「総

価」では、実施工程ごとの費用の配分、人件費と業務実施費用の配分、管理コストや一般管理費などの割合が不分明である。上記のような費用明細が明らかになれば、実施部局の側では仕様書の理解度を費用配分の上からも確認することが出来る。

また、予定価格オーバーも低入札価格もマイナス評価とし、見積もり明細の内容も加味して価格点を評価すべきである。技術点を加えた「総合評価」の入札結果は落札者の決定ではなく、契約締結交渉の順位付けとすべきではないか。この方法を取れば、従来低入札価格の結果落札者が決定していたケースについても、改めて調査実施の履行対応能力を民間事業者を確認することができる。見積もりミス等の判断ミスがあれば容易に落札辞退を可能とすることを検討すべきである。

安心・安全の確保と信頼できる民間事業者を選定できるようにするためにも現行入札制度の見直し、改善が必要となってくる。信頼できる民間事業者を選定するための方策について、官民で知恵を働かせる必要がある。

⑦ 統計の質を確保するために PDCA のサイクルを

公共サービス改革法に基づく統計調査の民間開放は、内閣府官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会での「実施要項」の事前審議を経て入札案件として公示され、入札によって民間事業者が選定される。調査の実施後は同小委員会で「実績評価」の審議が行われている。いわば、統計調査が PDCA のサイクルに則って実施されていると見ることが出来る。「実施要項」の事前審議、事後の「実績評価」をこのように位置づけることができるが、実際は「実施要項」の議論のポイントが「実績評価」で必ずしも取り上げられているわけではない。また、他の公的統計との比較も行われていない。

公的統計の質を確保するという観点から、「実施要項」「事後評価」の評価項目を連動させて「実施要項」で議論したポイントが「事後評価」では必ず検証されるようにすること。また、個別調査の絶対評価ではなく、すべての調査について「実施要項」「事後評価」の評価項目を統一化し、横並びでの比較検証を行えるようにすることで標準化を図ることが可能となる。これらの結果を情報開示することにより次回以降の実施の参考情報となり、統計の質の向上が期待できるようになる。

現状においては、公的統計の実施だけに追われていて、公的統計の実施を PDCA のサイクルで回すことによって次回以降の質を高めていこうという動きは見られない。公的統計の質を確保する方策の一つとして検討してみる必要がある。

4. 2 今後の展望

(1) 民間事業者活用の中核的な受け皿としての自負を持つ

公的統計における民間事業者の活用は、大きく進展してきている。JMRA 会員社のほかにも、シンクタンク、その他民間企業、団体など多様な業態が公的統計に参加しているのが現状である。民間事業者の中でも調査を本業とする JMRA 会員社は大型業務、複数年契約の業務、JV 方式での受注などで際立っており、公的統計における民間事業者活用の中核的な位置を占めている。

JMRA 会員社は、調査本業の民間調査機関としてマーケティングリサーチで蓄積した調査技術、資源の援用、活用が可能であり、大規模調査のマネジメント、大量データのハンドリングにも長けている。また、調査員調査、郵送調査、オンライン調査など各種の調査手法にも通じており、他の業態の民間事業者に比べても公的統計で要求される履行対応能力においては優位性を保持している。

JMRA 会員社としては、公的統計における履行対応能力の優位性を確保しながら一層の基盤強化を図り、信頼される民間事業者としての期待に応えていきたい。公的統計における JMRA 会員社の受注実績は、2008 年度は 5 社・1 連合、2009 年度は 5 社・2 連合となっており、受注会員社の入れ替わりはあるものの絶対数としての受注会員社は増えていない。JMRA としては受注会員社の裾野の広がりを今後の目標としたい。

(2) 民間事業者としての積極的な意見表明の展開を

JMRA は 2008 年 4 月から、公的統計における民間事業者の活用の受け皿として機能すべく「公的統計基盤整備委員会」の活動を行ってきた。民間事業者といっても調査を本業としない業態の会社もある。JMRA は調査本業の業界団体として、また、顔の見える民間事業者として行政府の委員会等にも積極的に関わる委員会活動を行ってきた。そして、公的統計における民間事業者の活用について議論するとき、JMRA の「公的統計基盤整備委員会」はカウンターパートとしてその存在を認められるようになって来た。

2009 年度は、行政府の委員会（内閣府官民競争入札等監理委員会統計調査分科会）に招かれ、JMRA として「公的統計への対応に向けた取組みと提案」を説明すると同時に委員の方々と意見交換を行う機会に恵まれた。

2010 年度は、統計委員会の「基本計画」に基づく「民間事業者の活用の見直し・改善に関する意見交換」への出席、また、統計委員会から（社）日本品質管理学会に委嘱された「統計の品質に関する研究会」への JMRA からの委員の参加が要請されている。

2010 年度は公的統計に関連して、行政府と民間事業者、行政府と学識者と民間事業者が同一のテーブルで議論する場が用意された。公的統計の体系的かつ効率的な

整備の一翼を担う民間事業者の団体としての自覚を持ちながら、イコールパートナーとしての民間事業者の立場から意見の表明、意見交換を行っていききたい。そして、民間事業者にとっても魅力ある公的統計市場の成立を目指していききたい。

(3) 信頼される民間事業者を目指して

公的統計の民間調査市場への参入に当たっての検討課題は、4.1 2009年度の総括の(4)受注実績から見えてきた検討課題、に見てきた通りである。調査実施部局の側が、信頼できる民間事業者を持続的、安定的に確保するためにはこれらの検討課題について、官民が知恵を出しながら時間をかけてでも解決していく必要がある。

また今後、公的統計における民間事業者の活用がいつそう拡大進展することが予想されるが、公的統計の質の確保を担保するためにも、公的統計業務に従事する社員・調査員の量的拡大と履行対応能力・技術の向上も欠かせない条件となる。公的統計業務に従事する人材の確保・育成は、公的資格認定制度の検討を含めて官民連携の課題として捉え、これに取り組む必要がある。

第二部

各小委員会の活動報告

A.「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」

小委員会報告

B.「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会報告

**A.「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」
小委員会報告**

2010年4月

「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」小委員会

第1章 「社員、調査員の能力・技術研修についての検討」小委員会の活動

1. 1 目的

当小委員会は公的統計調査に携わる社員と調査員に必要な能力や技術の修得と向上のための問題や課題を整理検討し、有効な研修プログラムの作成と、社員、調査員の資格認定制度について検討する目的で活動した。

1. 2 検討課題

当小委員会では主に以下の課題を検討した。

- (1) 公的統計調査に携わる「社員、調査員の能力・技術研修」
- (2) 資格認定制度について
- (3) 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果

1. 3 検討方法

2009年度は、自治体の統計職員向けに財団法人統計情報研究開発センターが実施している「統計実務基礎研修」に参加、統計研修の内容を把握し民間の調査機関で実施している研修内容との比較を行った。

さらに、官公庁が民間調査機関に発注する際の基準として、信頼できる調査機関であることの証として、また社員の能力・技術の明確化を図る上で、「(社)社会調査協会」の『社会調査士』『専門社会調査士』を取得することを検討し、調査業界における資格認定制度の検討を行った。

また、2008年度に実施した「調査機関の調査員並びに官公庁からの受注調査に関する実態調査」を「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」と改め、民間調査会社における官公庁からの受注状況の推移を中心に実態の把握を行った。

1. 4 運営体制

以下の小委員会メンバーで運営した。

- ◎吉富 一郎：ビデオリサーチ
- 金子 順勇：Ipsos 日本統計調査
- 芦川 勝彦：東京サーベイ・リサーチ
- 高橋 功：トランスコスモス
- 斉藤 浩一：日本インフォメーション
- 古畑 大輔：東京サーベイ・リサーチ
- ◎：リーダー ○：サブリーダー

オブザーバー

岩間 伸之：サーベイリサーチセンター

第2章 検討結果の要約

当小委員会は、2008年度に引き続き「社員、調査員の能力・技術研修について検討」を課題としてスタートした。また昨年同様、民間調査機関における公的統計の受注状況を捉えるために、実態調査を実施した。実態調査は時系列での比較ができるよう前年度の質問を踏襲したが、官公庁の発注状況も視野に入れながら受注状況をメインに調査した。

2009年度に検討した内容と、2010年度以降の活動についての要約を以下にまとめた。

2. 1 公的統計調査の受発注の状況と情報発信

今年度も官公庁の民間調査機関に対して抱く不安を払拭すると共に、官公庁の民間開放の状況を捉えることを目的に実態調査を実施した。民間調査機関の業者登録状況は2007年度と比べると増加傾向にあり、特に中央省庁に対しては4割強（33社）の正会員社が登録しており、地方自治体、外郭団体・独立行政法人の登録者数より多く、登録の伸び率も最も高かった。このことから各正会員社の公的統計調査への受注意欲の高さが伺える。

受注実績では、受注本数が官公庁全体で対前年度11.8%増と増加傾向にあるが、受注金額では逆にマイナス24.1%であった。2008年度は外郭団体・独立行政法人の落ち込みが大きく（受注本数マイナス18.7%、受注金額マイナス71.4%）、全体の受注金額を引き下げる結果となった。

2008年度と2007年度の受注実績比較

	2008年度		2007年度		増減比(2008/2007)	
	本数(本)	金額(万円)	本数(本)	金額(万円)	本数	金額
中央省庁	135	186,327	117	166,425	115.4	112.0
地方自治体	630	132,394	490	102,419	128.6	129.3
外郭団体 等	230	69,085	283	241,915	81.3	28.6
合計	995	387,806	890	510,759	111.8	75.9

前述のように外郭団体・独立行政法人からの受注は減少したものの、中央省庁からの受注は増加しており、官公庁（特に中央省庁、地方自治体）での民間開放は進んでいる事は明らかである。本委員会の中央官庁に対する情報発信を継続し、民間調査機関の存在をアピールしていく事が必要である。また、請け手である民間調査機関の体制の整備が迫られている。

実態調査については引き続き官公庁に対して民間調査機関の履行能力に問題がない事をアピール出来るよう、質問項目のブラッシュアップを図りたい。

2. 2 調査員組織の実態把握

残念ながら訪問調査員は減少傾向にあり、昨年度より数字では約7,000人減少した。各ブロック別に見ても減少傾向は変わらず、特に首都圏での減少が著しい。調査員のプロフィールは昨年との相違は特に見られなかったが、調査一本あたりの収入が増加しており、年収はわずかではあるがアップしている。

調査員による訪問調査自体が減少傾向にある中、調査員の確保・教育を民間調査機関としてどのように考えるか、大きな課題である。なお、今期は「調査員実態調査」が実施できなかったこともあり、正確な調査員人数、重複率は未定である。

2010年度は、是非、調査員向けの実態調査を正会員社協力の下、実施したい。

2. 3 民間調査機関の自助努力と人材育成

公的統計調査の市場化においては、調査業界全体の履行能力のアップと人材の育成なくしては考えられない。

民間調査機関全体としては、官公庁の求める品質に応えられるよう「ISO20252」「ISO9001」といった規格認証の取得をしていく事が履行能力を示すものであり、官公庁も判断がし易い。取得に当たっては、各正会員社任せにするのではなく、JMR Aとしても後押しするような施策・支援が必要である。

人材の育成・教育も大きな課題である。社員については各正会員社独自の教育プログラムが実施されているであろうが、官公庁の公的統計調査を理解する上では、毎年財団法人統計情報研究開発センター主催で実施している「統計実務基礎研修」に参加するのもひとつである。

また、(社)社会調査協会の「専門社会調査士」を取得、正会員社内に増やしていくことも、官公庁に対して履行能力をアピールする材料となりうる。2010年度は(社)社会調査協会とすり合わせを行い、実務家の専門社会調査士資格取得への門戸を開放できるようにしたい。

調査員については現在、各正会員社で実施している研修を引き続き実施することと、調査員に確実に受講してもらうよう、各正会員社は呼掛けをしていただきたい。また、公的統計調査に関する統一マニュアルの配布も実施していきたい。

第3章 公的統計調査に携わる「社員、調査員の能力・技術研修」についての検討

3. 1 社員の研修について

昨年度、公的統計調査に従事する公務員に対して研修を行っている(独)統計研修所を訪問し、統計職員に対する研修内容や研修教材についてヒアリングを行った結果をもとに、今年度は唯一民間でも参加できる「統計実務基礎研修」(財団法人統計情報

研究開発センター主催)へ当委員会からも試みに受講した。

この研修は年に一回、国、地方公共団体だけでなく民間の企業、団体の統計実務担当職員(社員)を対象として、公的統計の実務に必要な知識・技術の習得を目的とした「統計実務基礎研修」を2日間のコースとして実施している。講師は、統計局職員が行っている。なお、2009年度以降は公益法人制度改革の影響で、本事業については全国統計協会連合会から、財団法人統計情報研究開発センターへ引き継がれた。2009年4月以降、当該財団を訪問し、今後の「統計実務基礎研修」の実実施計画、研修内容、参加条件等のヒアリングを行い、公的統計調査に携わる社員の研修としての有効性を検討した。

研修の実施要領は以下のとおりである。

- ① 主催 財団法人統計情報研究開発センター
- ② 後援 総務省
- ③ 目的 高齢化、情報化等の急速な進展に対して、様々な分野で利用されている統計の重要性はますます高まっており、統計作成に必要な統計調査の円滑な実施、統計情報の正確・迅速な提供が求められていることから、国、都道府県、市区町村及び民間団体の統計実務担当職員を対象として、統計の理論と応用、統計の作成と利用方法など統計実務に必要な知識及び技術の修得に寄与する。
- ④ 実施期間及び場所
日時：平成21年6月1日(月)～6月2日(火)
場所：戸山サンライズ
- ⑤ 受講対象 国、都道府県、市区町村及び民間団体の統計実務担当職員のうち統計業務の経験が浅い者
- ⑥ 研修日程

月 日	時間	科目等	講師等
6月1日 月曜日	12:00～	受付	
	12:50～	挨拶	財団法人 統計情報研究開発センター 理事長
	13:00～	統計概論、統計行政概論	総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室
	14:40～	統計調査の企画と実施	総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室
	16:20～	統計における誤差、他	総務省統計局統計調査部経済統計課
6月2日 火曜日	9:30～	統計分類	総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室
	12:30～	統計情報のまとめ方	総務省統計研修所
	14:10～	統計データの表し方、他	総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課
	15:50～	統計データの加工・分析	総務省統計研修所

研修概要については、資料編に掲載する。〈資料 1 参照〉

3. 2 調査員の研修について

2008 年度の正会員社に対する実態調査から、世論調査・市場調査についての調査員研修は充分に対応できているが、公的統計調査に携わる調査員の研修は新たに実施する必要があると判断した。2009 年度は調査員向け実態調査を実施し、調査員の研修受講実態を把握した後に具体的な研修プログラムを検討する予定であったが、残念ながら実態調査が実施できず、検討に至らなかった。

調査員向け研修のテキストについては、総務省統計局がHPにて掲載している「統計調査員の量・質確保・向上に関するガイドライン（平成 21 年 3 月改正）」

(<http://www.stat.go.jp/index/seido/pdf/3-1.pdf>) 並びに「統計調査員のための応答事例集」(総務省政策統括官 統計基準担当 平成 21 年 3 月発刊 但し非売品)を入手する事が出来た。既存の各種マニュアル(「統計調査員のしおり」「統計調査を安全・スムーズに行うために」「JMRA 調査員マニュアル」)と併せ、各正会員社が実施する研修において活用することを推奨したい。〈資料 2、3 参照〉

3. 3 課題と今後の方向性について

社員の公的統計調査の知識修得に当たっては、民間企業への統計局職員の派遣並びに(独)統計研修所の研修への参加が難しい以上、現在唯一民間にも開放されている(財)統計情報研究開発センターが実施している、「統計実務基礎研修」に参加していく事が望ましい。統計に関する基礎知識は社内OJT、JMRA並びに外部の講座において修得する事が可能であるが、公的統計調査における基礎知識は、官公庁からの受注業務の経験がないと社内で継承していくことは困難であるし、外部講座にも該当するものはない。今後、公的統計調査の受注を考える正会員社は積極的に「統計実務基礎研修」への参加をして欲しい。

調査員の研修は、基本的には各正会員社に依存することになるが、研修で使用するマニュアルは統一が図られている事が望ましい。JMRA 調査員マニュアルは訪問調査における基本的な事柄が網羅されていることから、公的統計調査独自の項目を追記するか、(財)統計情報研究開発センター発行の「統計調査員のしおり」を配布することで、行政と同一レベルの研修が可能となる。

第4章 資格認定制度についての検討

4. 1 社員、調査員の資格認定について

現在、社員の調査に関する資格としては「社会調査士資格」((社)社会調査協会)がある。官公庁が民間調査機関に業務を委託する際の選定基準として、社会調査士資格を保有する社員がいることは、履行能力を測る一つの証しであると考えられる。ま

た、民間調査機関の履行能力向上の取り組みの一環にもなる。

社会調査士資格には「社会調査士」と「専門社会調査士」の 2 種類があり、社会調査士は大学で所定の科目の単位履修により卒業時取得できる資格で現在約 7,700 名の資格取得者がいる。また、専門社会調査士は社会調査士の資格を有し、大学院で所定の科目の単位履修と修士論文により取得できる資格で現在約 1,700 名(内、1,600 名弱が論文審査による取得)が資格取得している。

調査員の資格認定制度の導入については、前回の実態調査において正会員社の反応は過半数が「どちらともいえない」と回答しており、暫くは様子を見る。

4. 2 課題と今後の方向性について

社会調査士資格については、現在、(社)社会調査協会において大学院生対応として学部で関連の科目を履修せず、大学院で専門社会調査士資格を取得しようとする学生への救済措置として、社会調査士関連科目の集中講義と試験を実施してはどうかとの動きがある。その中で、民間調査機関の実務家に対しても専門社会調査士資格取得の需要がどの程度あるのかという、実態把握が必要である。

今後は、(社)社会調査協会との意見交換を行いながら、JMRAとして社会調査士資格の取得を推奨していくのかなどの合意形成のもと進めていく事が必要と考える。

第5章 「民間調査機関における公的統計に関する実態調査」結果の概要

5. 1 調査概要

■ 調査目的

統計などの公的な調査の受注実績や今後の参入意向等について実態をつかむ。また、調査会社における保有調査員の実態等も把握する。

■ 調査手法

E - mail 調査

■ 調査対象

JMRA 正会員社 148 社 (2009 年 11 月現在)

■ 調査項目

1. 官公庁からの受注状況

- ・業者登録の現状
- ・官公庁からの受注実績
- ・官公庁と民間での変動費

- ・中央省庁からの受注実績
- ・参入意向
- ・JVでの請負について など13項目

2. 調査機関保有調査員の実態

- ・調査員の保有状況と人数
- ・調査員のプロフィール など4項目

3. インターネット調査の実態

- ・インターネット調査の受注実績
- ・パネル保有状況 など3項目

■ 実査期間

2009年11月2日～30日

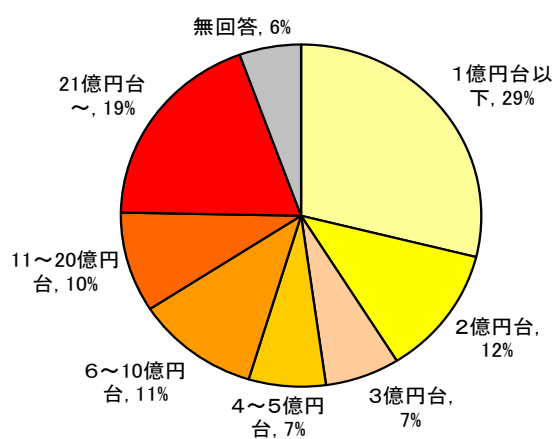
※11月17日メールにて督促実施、11月25日メールにて再督促実施

■ 回収数/発送数（回収率）

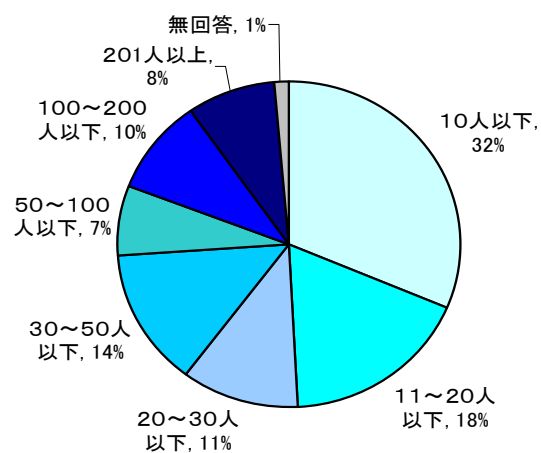
73/148 サンプル（49.3%） ※有効回答数 73 サンプル

■ 企業属性

【売上高】 N=73



【総従業員数】 N=73



5. 2 調査結果のまとめ

5. 2. 1 官公庁からの受注実態

①登録状況について

- ・中央省庁への「競争入札参加資格申請登録＝業者登録」をしている会員社(SA)は33社(45.2%)で、昨年度の17社(23.3%)から16社(20%程度)増加している。
- ・業者登録をしている会員社の中央省庁統一資格ランクは、「Aランク」4社(昨年度4社)、「Bランク」5社(同5社)、「Cランク」21社(同11社)、「Dランク」2社(同0社)、「わからない」1社(同選択肢なし)となっている。
- ・中央省庁全省統一資格ランクを取得していない理由としては「中央省庁からの受注は考えていないから」(56.4%)と最も多く、次いで「中央省庁からの受注は収益性が良くないから」(20.5%)となっている。
- ・地方自治体への業者登録をしている会員社(SA)は30社(41.1%)で、昨年度の19社(26.0%)から11社(15%程度)増加している。
- ・外郭団体・独立行政法人への業者登録をしている会員社(SA)は22社(30.1%)で、昨年度の8社(11.0%)から14社(20%程度)増加している。

②官公庁からの受注状況

- ・2008年度、官公庁からの受注実績(SA)は「中央省庁」16社(昨年度17社)、「地方自治体」12社、「外郭団体・独立行政法人」21社であった。
- ・2008年度の官公庁からの受注状況を受託先別(FA)に見ると、地方自治体から630本(2007年度490本)で最も多く、次いで外郭団体・独立行政法人から230本(同283本)、中央省庁から135本(同117本)となっている。
- ・2008年度の官公庁からの受注金額を受託先別(FA)に見ると、中央省庁から18億6,327万円(2007年度16億6,425万円)、地方自治体から13億2,394万円(同10億2,419万円)、外郭団体・独立行政法人から6億9,085万円(同24億1,820万円)、となっている。
- ・調査手法別の受注本数(FA)では郵送調査が総数で665本(2007年度96本)と最も多く、次いでインターネット調査132本、調査員調査85本(同62本)となっている。(注1)
- ・調査手法別の受注金額(FA)では郵送調査が総額で24億5,216万円(2007年度5億8,485万円)と最も多く、次いで調査員調査9億7,027万円(同9億6,717万円)、インターネット調査1億8,373万円となっている。(注2)

注1) インターネット調査の受注本数は、「内訳がわからない」という回答があるため、問19の回答本数と異なる。

注2) 受注金額、本数は、2008年度、2009年度に実施した実態調査の回答をベースに記載している。

③官公庁と民間での変動費について

- ・中央省庁等からの受注業務(FA)の変動費で「80%以上」が17.4%(2007年度47.1%)、「70～80%未満」が26.1%となる。また民間では「60～70%未満」23.3%、

「50～60%未満」20.5%、「50%未満」21.9%となっており、民間受注業務に比べ中央省庁等の変動費が高くなっている。

④中央省庁からの受注状況

- ・過去5年での中央省庁からの受注実績(SA)は「意識・世論調査」が19社、26.0%(2007年度31.5%)で最も多く、次いで「研究調査・計画策定」12社、16.4%(同16.4%)、「指定・承認統計」9社、12.3%(同12.3%)となっている。
- ・2008年度の中央省庁からの業務への応札状況では入札説明会参加件数が総数で585件、応札件数が468件、受注件数が159件(2007年度117件)となっている。中央省庁からの業務への応札本数(FA)は「指定・承認統計」38本、「意識・世論調査」173本、「計画策定」44本であり、各省庁別では「内閣府」(93本)が最も多く、次いで「総務省」(33本)、「厚労省」(26件)、「文科省」(25本)、「経産省」(23本)となっている。
- ・中央省庁からの受注本数(FA)は「指定・承認統計」7本(2007年度13本)、「意識・世論調査」53本(同79本)、「計画策定」25本(同25本)であり、各省庁別では「内閣府」が28本(同33本)と最も多く、次いで「総務省」10本(同16本)、「文科省」9本(同7本)であった。

⑤参入意向について

- ・中央省庁からの委託業務への参入意向(SA)については、「指定・承認統計」、「意識・世論調査」、「研究調査・計画策定」のいずれかに参入したいと回答した会員社は44社(2007年度42社)で、その内、「意識・世論調査」に参入したいが41社(同41社)と最も高く、次いで「研究調査・計画策定」33社(同36社)、「指定・承認統計」29社(同33社)であった。
- ・参入に当たって希望する業務範囲(MA)は、「一般世帯・個人の実査」が35社、79.5%で最も多く、次いで「分析・報告書の作成」30社、68.2%、「事業所・企業調査の実査」28社、63.6%、「調査の企画・設計」27社、61.4%の順となっている。
- ・参入したい調査手法(MA)は、「郵送調査(一般世帯・個人)」35社、79.5%、「郵送調査(事業所・企業)」33社、75.0%と、ともに7割強(2007年度7割強)を占めている。次いで「訪問調査(一般世帯・個人)」26社、59.1%(同64.3%)、「訪問調査(事業所・企業)」25社、56.8%(同52.4%)、「インターネット調査」24社、54.5%(同61.9%)の順となっている。
- ・参入に向けての各社対応策は(MA)は、「社員の人材育成」が23社、52.3%(2007年度59.5%)と最も多く、次いで「業務委託先の拡充」と「同業他社との連携」がともに16社、36.4%であった。

⑥JVでの請負について

- ・JV(調査会社の共同企業体)で請け負うこと(SA)に関して、「条件によって賛成である」が43社、58.9%(2007年度38.4%)と半数以上を占めており、「賛成である」7社、9.6%(同17.8%)を含めると7割近く(同56.2%)を占めた。

5. 2. 2 調査機関の調査員の実態

①調査員の保有状況と人数

- ・調査員保有の有無(SA)について、JMRA に加盟している会員社 (回答のあった 73 社) の 44 社、60.3%(2007 年度 60.3%)で各種調査に対応できる調査員を保有している。
- ・調査員の保有状況を調査手法別(手法間での重複可 FA)に見ると、「訪問調査員」が 40 社、90.9%で最も多かった。次いで「CLT」39 社、(88.6%)、「来店客・来街者」33 社、(75.0%)の順となっている。また、1 社当たり訪問調査員の平均保有人数は 358 人 (※1) であった。
- ・全国で稼働可能な訪問調査員(FA)は 1 万 4,000 人、1 社平均は 352 人 (※2) であった。統計調査員との重複割合は 30.0%、他調査会社との重複割合は 70.3% であった。(注3)

注3) 訪問調査員の合計人数は、「地域別内訳がわからない」という回答があるため、(※1) と (※2) の人数が異なる。

②調査員のプロフィール

- ・訪問調査員(FA)は女性の占める割合が 90.9%で、40～50 歳代が 84.1%を占めている。年間の平均委託本数は 13.1 本で、ほぼ月 1 本ペースとなる。平均年収は 35.9 万円であった。

③インターネット調査の受注状況

- ・インターネット調査(SA)は、JMRA に加盟している会員社 (回答のあった 73 社) の 53 社、72.6%が受注している。
- ・2008 年度に受注したインターネット調査(FA)を受託先別にみると、「官公庁」が 13 社で合計 183 本となっており、総額で 2 億 6,873 万円であった。また「民間」は 42 社で合計 2 万 4,125 本となっており、総額で 253 億 3,727 万円となっている。

④インターネット調査パネル(モニター)保有状況

- ・インターネット調査に対応するパネル(SA、FA)は、受注社 53 社のうち 45.3%が保有している。パネルを保有している受注社の保有パネル数は、「10 万人未満」が 9 社(37.5%)で最も多く、次いで「10～20 万人未満」5 社(20.8%)、「20～50 万人未満」6 社(25.0%)、「50 万人以上」4 社(16.7%) となっており、平均 1 社 24.2 万人であった。

なお、本調査報告書の詳細分析資料を、末尾資料編に掲載する。＜資料参照＞

5. 3 今後への改善点

今回、昨年に引き続き民間調査機関に対する実態調査を実施した。昨年の改善点を考慮しての実施であったが、至らぬ点がいくつか挙げられた。

まず、一点目が回収率である。結果としては昨年を下回る 49.3%（昨年 51.4%）であった。各正会員社が回答しやすいように、時系列での比較が可能なよう調査員の実態より官公庁の受注実績に関する設問を重点に設計したが、官公庁からの直接受注をしていない会社や、部分的な調査業務やエリアにより対象外と考へ、回答しなかった（しにくかった）会社もあったようである。また、実数回答が前回より多くなったことも、回収率を低くした一因かと思われる。項目については厳選をしたが事前に計画した以上に詳細な設問が多くなってしまった。

二点目は社員教育・資格制度に関する設問が設定できなかった点である。次回は、各正会員社が社内で実施している教育・制度、推奨している資格などを捉えたい。また、前述の社会調査士資格に関する設問（資格取得者の人数、専門社会調査士取得の需要 など）も設定したい。

資料1 「統計実務基礎研修」講義概要

平成 21 年度 統計実務基礎研修 講義概要

主催:財団法人 統計情報研究開発センター(Sinfonica)

後援:総務省

日時:平成21年6月1日(月)12時50分～6月2日(火)17時30分

出席者:75名

(地方自治体の統計担当職員、公益法人職員、調査会社11社20名が参加)

I.統計概論、統計行政概論 テキスト課目1～5 Power Pointなし

講師:総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室 管理官補佐 上田氏

1.統計の役割

・統計の定義

⇒『一定の条件(時間・空間・標識)で定められた集団について調べた(あるいは集めた)結果を、集計・加工して得られた数値

・統計の統計種類

⇒一次統計(調査統計…国勢調査、家計調査、業務統計…貿易統計、有効求人倍率)、加工統計(国民経済計算)

・統計の利用

⇒行政利用と民間利用

2.統計行政の概要

・日本における近代的調査体制の設立

⇒10月18日「統計の日」日本初めての近代統計「府県物産表」の作成(明治3年)

⇒大内賞(統計のノーベル賞)

・国と地方の機能分担

⇒国が企画的業務、地方公共団体が実査実務

・統計改革

⇒平成21年4月から「新統計法」が施行。旧統計法は昭和22年から60年間持ちこたえたが、調査環境の変化情報処理技術の飛躍的な進展に伴う統計ニーズの高度化・多様化。

平成16年から統計法の制度見直し

⇒「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ転換

・公的統計の整備に関する基本的な計画

⇒平成21年3月13日 基本計画の策定を受け、今後5年間の公的統計の整備に関する基本的な

考え、方向性、必要な措置等は以下のようになる。

●公的統計整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備

- ・国勢統計及び国民経済計算とともに特に重要な基幹統計と位置付けられる経済構造統計（経済センサス）を軸として、産業連関統計を体系的に整備
- ・製造業の生産動態に関する統計を一つの基幹統計に一本化することを検討
- ・新たな基幹統計として、産業連関表、鉱工業指数、完全生命表/簡易生命表等を整備

統計相互の整合性及び国際比較の可能性の確保・工場に関する事項

- ・国民経済計算と産業連関表との連携強化
- ・国民経済計算の推計に用いる基礎統計の選択に関する検討、推計方法の見直し

●公的統計の整備を推進するために必要な事項

効率的な統計作成

行政記録情報の活用

- ・労働保険及び雇用保険の適用事業所情報、住民基本台帳データ、有価証券報告書データ等の活用検討
- ・統計調査の実施計画の策定時に、活用可能な行政記録情報等の有無等に関する事前調査
- ・検討の原則化

民間事業者の活用

- ・民間事業者の優れたノウハウやリソースを持つ業務分野における積極的な活用
- ・統計調査の民間委託にかかわるガイドラインの改定など民間事業者をより適正かつ効果的に活用するための環境の整備

3.統計組織

・国の統計組織

⇒日本は「分散型統計機構」で政府横断的な調整機関として「総務省政策統括官(統計基準担当)」を設置

・地方統計機構

⇒主な統計作成機関

内閣府…経済社会総合研究所、総務省…統計局、政策統括官(統計基準担当)、文部科学省…生涯学習政策局、厚生労働省…統計情報部、農林水産省…統計部、経済産業省…調査統計部、国土交通省…情報政策本部

・統計調査員

⇒特に説明なし

4.統計法規

- ・統計法に基づく統計調査

 - ⇒行政統計…基幹統計調査(法第2条第6項)、一般統計調査(法第2条第7項)

 - 都道府県及び指定都市…届出統計調査(法第24条)、届出独立行政法人等(日銀)(法第25条)

- ・統計法の概要

 - ⇒基幹統計…平成21年4月現在 53統計 旧法に基づく指定統計から移行した51統計+国勢統計、国民経済計算

 - ⇒一般統計調査…国が実施する基幹統計以外の統計調査

 - ⇒統計調査実施者に対する調査票情報等の適正管理義務、利用制限及び守秘義務

 - 統計調査の目的以外の目的に、調査票情報を自ら利用または提供してはならない(法第40条)

 - 調査票情報に関する守秘義務違反、不正利益目的での提供、盗用に対する罰則を

 - 規程(法57.59条)

 - ⇒統計法のうち、地方公共団体にかかる主な規程…多数

5.地方公共団体における統計の整備

- ・講義としてはなし。ただし、情報収集する際にとすることで、「統計台帳との項目と内容」について説明。

II.統計調査の企画と実施 テキスト課目6~7 Power Pointなし

講師:総務省統計局統計調査部国勢調査課 労働力人口統計室課長補佐野原氏

1.調査の企画と設計 ⇒民間調査機関でも共通な内容が殆ど

- ・企画、設計の段階での検討事項

 - ①調査の目的 ②調査の対象と調査単位 ③調査事項 ④調査の時期 ⑤調査の方法

 - ⑥調査票の設計 ⑦標本設計 ⑧集計計画 ⑨集計事項及び結果表様式の作成

 - ⑩結果の公表 ⑪その他

- ・調査の制約条件の明確化

 - ⇒①経費(経済性) ②精度(正確性) ③公表時期(迅速性)

- ・調査票の設計

 - ⇒「単記票」…一人一枚 「連記票」…一枚の調査票に複数の調査対象を記入(国勢調査調査票)

 - ⇒「ロングフォーム・ショートホーム方式(L/S方式):2種類の調査票を用意し、別々の調査対象に調査を行う方法

2.調査の実施

- ・調査の方法

 - ⇒全数調査、標本調査、調査員調査、郵送調査またはネット(世帯の場合、意外とネットでの回答は少ない 1桁%)

- ・統計調査員の選任と指導

- ⇒身分…統計調査員「特別職に属する地方公務員」 国勢調査「非常勤の国家公務員」
- ⇒報酬…国家公務員の給与をベースとした日額単価 6,800 円/日 給与所得(原則課税)
- ⇒災害補償…国勢調査の調査員は国が補償。国勢調査以外は都道府県条例に基づき都道府県が補償
- ⇒兼職…職員が指導員あるいは調査員として出向く場合は「職専免」を受ける。
- ⇒統計調査員としての適任者…熱意、正しく理解・忠実に実行、信頼を得られる、時間的な余裕を持てる
- ⇒選任方法…公募、推薦、登録調査員制度から選任
- ⇒統計調査員の研修…基礎研修として「統計調査員の職分」「統計一般に関する基本的知識」「面接技法」「安全対策」
- ⇒専門的研修…「調査の手引き」に沿って説明
- ・統計調査員の活動
 - ⇒事務打合せ会(説明会)への出席、調査対象者等の確認、本調査、調査票の審査・提出
 - このあたりは民間と一緒

課目 8 審査と集計(講義はなし)

Ⅲ.統計における誤差、標本設計 テキスト課目 9～10 Power Point あり

講師:総務省統計局統計調査部経済統計課 企画係長 高部氏

【統計における誤差】

- 1.誤差とは？
 - 2.標本誤差と非標本誤差
 - 3.標準偏差、標本誤差、標準誤差
 - 4.標本誤差の評価
- 補足「ちらばり」と「かたより」

} Power Point (34p)を使つての説明

【標本設計】

- 1.標本調査の基礎
 - 2.さまざまな標本抽出
 - 3.結果の推定方法
- ⇒線形推定法、比推定法(官庁統計でよく用いる)

} Power Point (27p)を使つての説明

Ⅳ.統計分類 テキスト課目 11 Power Point あり

講師:総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室 国際標準分類専門官 岩橋氏

1.総説

- ⇒「被分類体」(分類される集団)「分類肢」(分類された集団)

「量的分類」(例:人口を年齢で分ける)、「質的分類」(例:事業所を産業の内容で分ける。)

「多段階分類」…大分類、中分類、小分類、細分類

現在日本の標準統計分類には「日本標準産業分類」「日本標準職業分類」「日本標準商品分類」

「疾病、傷害及び死因分類」の4つの標準分類がある。

2. 日本標準産業分類

⇒新統計法公布に伴い、分類政令は廃止。日本標準産業分類は、新統計法第28条に規定する、統計基準として位置付けを変更

⇒公的統計が対象

⇒昭和20年10月設定。以降12回の改定を行う。平成20年4月に改訂。(5年ぶり 前は平成14年10月)

改訂のポイント

①情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展等に伴う産業構造の変化への適合

②統計の利用可能性を高めるための確かな分類項目の設定と概念定義明確化

③国際標準産業分類(ISIC)等国際的な産業分類との比較可能性の向上

⇒大分類 20 分類、中分類 99 分類、小分類 529 分類、細分類 1,455 分類

⇒一般原則「産業の定義」

この産業分類における産業とは、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。

これには、営利事業と非営利事業が共に含まれるが、家計における主に自家消費のための財またはサービスの生産と供給は含まれない。

3. 日本標準職業分類

⇒昭和35年3月設定。以降4回の改定を行う。平成21年中頃に向けて改定作業中。(前は平成9年12月)

⇒一般原則「職業の定義」

・職業とは、個人が継続的に行い、かつ、収入を伴う仕事をいう。

継続とは…周期をもって行われる。季節的に行われる。明瞭な周期を持たないが続けて行われる。

現に従事している仕事を引き続きそのまま行う意志と可能性がある。

・収入を伴う仕事とは、現金、現物、また名目の如何を問わず、賃金・給料・利潤・その他の報酬を伴うか、収入を得ることを目的とする社会的に有用な仕事をいう。

・家族従業員の仕事は、報酬を得ているか必ずしも明瞭ではないが、継続的に一定時間就業していれば、職業とみなす。

・仕事をしないでも収入がある場合は、職業に従事していることにはならず、また、仕事をしていても収入を伴わない場合は、これを職業としない。

・法律違反行為および受刑者の仕事は職業とみなさない。

4. 日本標準商品分類

⇒昭和25年3月設定。以降5回の改定を行う。平成2年6月が最終改訂。(20年近く改訂されていない)

⇒商品の範囲

価値ある有体的商品(電力、ガス及び用水を含む)で市場において取引され、かつ移動できるもの

全てである。従って、サービス、土地、家屋(組立家屋を除く)、立木、地下資源等は含まれない。

⇒分類

大分類 10 分類、中分類 97 分類、小分類 678 分類、細分類 3,634 分類、細々分類 11,400 分類
6 桁分類 13,757 分類

V.統計情報のまとめ方 テキスト課目 12 Power Point あり

講師:総務省統計研修所 教官 伊原氏

『日本の統計』(毎年3月発行)を例に、各自治体で市町村勢要覧を作成するにあたっての注意点を解説

VI.統計データの表し方、公表の仕方 テキスト課目 13 Power Point あり

講師:総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 課長補佐 齋藤氏

1.集団の相互比較

⇒相対比…『分子、分母の対応付け』⇒データの「意味」や対比の「目的」を考慮

『人口比、面積比の使い分け』⇒「距離」や「時間」を考慮に入れた対応付け

『妥当な区分で集団を区切る』⇒指標値の分布を表現するのに妥当な区切りとは？

『対比可能な範囲で対比する』⇒無意味な対比か否かを検討

『サイズの差によるゆがみ』

2.集団の特徴把握

⇒分布による把握…分布表、分布図

⇒代表値による把握…最頻値、中央値、平均値

⇒標準偏差、分散…平均値と個々の値の解を加工

3.時系列データ

⇒指数…基準となる時点での値との比率

⇒変化率…特定期間中の変化の大きさ

⇒寄与率…各部分の変化が全体の変化に与えた影響

「数字のセンス」を身につけよう ありとあらゆる数字の背後にはちゃんと「意味」が存在する。

VII.統計データの加工・分析 テキスト課目 14 Power Point あり

講師:総務省統計研修所 教官 伊原氏

1.人口推計

⇒人口…人口のために統計が発達してきた。人口とは「個々の人間を単位とした集団」

⇒人口統計…時点に着目して、全体の大きさ、地域分布、さらには属性に分類した人口構造を示す各種統計として作られている。

人口をある時点という断面で捉える統計⇒人口静態統計

ある期間を区切りその期間内に起こった人口の変化をもたらす事象をそのり都度観察⇒人口動態統計

⇒人口の社会移動…一定地域に対する人口の流入及び流出すなわち人口の地域間移動

⇒人口推計…人口静態統計、人口動態統計を用いて、ある地域における人口を推定することをいう。

⇒コーホート…世代特有の情報を共有、ある一定の期間に出生した個人の集団をコーホートという。

このコーホートについて時間の経過を追って分析する手法をコーホート分析という。

⇒人口の将来推計…将来の人口を推計しておくことは、社会・経済の将来計画を立てる際に、非常に大きな意味がある。

2. 経済指標

主な経済指標

- | | |
|---------|--------|
| ①生産 | ⑤労働力市場 |
| ②生産設備投資 | ⑥金融、財政 |
| ③家計消費 | ⑦国際収支 |
| ④物価指数 | |

3. 社会指標

4. 国民経済計算体系(SNA)

⇒国民経済計算体系とは、国の経済全体の仕組みを体系的に整理・集計したマクロの経済統計体系

- ①経済全体についての生産・分配・支出の関係を示す「国民所得勘定」
- ②財・サービスごとの投入・産出の構造を包括的に記録する「産業連関表」
- ③企業、家計、政府といった制度部門間の資金の流れを把握し金融活動を包括的に記録する「資金循環統計」
- ④海外との間の経済取引を包括的に記録する「国際収支統計」
- ⑤資産、負債、正味資産(国富)といったストックの動きを包括的に記録する「国民貸借対照表」



使用テキスト：「統計実務基礎知識」平成22年度版

資料2 各種調査員マニュアル



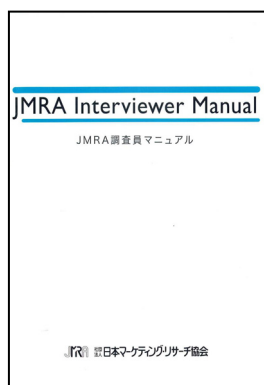
「統計調査員のための応答事例集」(非売品)



「統計調査員のしおり」



「統計調査を安全・スムーズに行うために」



「JMRA調査員マニュアル」

資料3 「統計調査員のしおり」と「JMRA 調査員マニュアル」の内容比較(昨年度報告書から再掲)

財団法人全国統計協会発行「平成20年統計調査員のしおり」と社団法人日本マーケティング・リサーチ協会発行「JMRA調査員マニュアル」との比較

統計調査員のしおり				JMRA調査員マニュアル				
大項目	中項目	小項目	頁	要点	中項目	小項目	頁	要点
統計調査ってどんなもの？	1 統計の重要性		1	統計は、主に行政施策の基礎資料となっているが、民間でも活用されており、国民の生活向上に役立っている	I 調査の使命とルール	1 なぜ調査を行うのか？	1	科学的な調査を行うことにより、消費者の意見を企業や行政に正しく反映させ、経済発展と消費生活の向上に役立っている
	2 統計調査には、どのような種類があるのだろうか？	(1) 全数調査と標本調査	3	統計には、行政に提出される届出を基に作られるものと、実際に調査を行って作られるものがある				該当なし
		(2) 調査員調査と郵送調査	4	調査員調査と郵送調査の違い	II 調査の基本	2 調査の種類	9	調査員調査の種類、非調査員調査の種類について、訪問調査、郵送調査以外にも説明
		(3) 指定統計調査、承認統計調査、届出統計調査	5	指定統計、承認統計、届出統計の違い				該当なし
	3 国の統計調査は、どのように行われているのだろうか？	(1) 統計調査の組織	6	日本の統計組織は ①分散型 ②総務省政策統括官（統計基準担当）が調整 ③大規模な統計調査は地方公共団体経由で実施				該当なし
		(2) 統計調査の手順	10	統計調査の手順は ①企画 ②準備 ③実査 一調査対象訪問と調査票配布と記入依頼 一記入済調査票の受取 一調査書類の検査、整理後提出 ④集計・公表	II 調査の基本	1 調査の流れ	8	■企画 ■実施準備 ■実査 ■集計・分類 ■分析・報告

財団法人全国統計協会発行「平成20年統計調査員のしおり」と社団法人日本マーケティング・リサーチ協会発行「JMRA調査員マニュアル」との比較

統計調査員のしおり				JMRA調査員マニュアル				
大項目	中項目	小項目	頁	要点	中項目	小項目	頁	要点
2 統計調査員の仕事って どんなこと？	1 統計調査員の重要性		12	統計調査員は ①調査対象者と直に接する 一調査対象にとって「調査実施側の代表者」 ②個々の統計調査員の活動が「統計」としてまとめられ、公表・利用される 一統計の正確性を左右 一施策の方向性に影響				該当なし
		2 統計調査員の仕事			統計調査員の仕事内容は ①調査員説明会への出席 ②担当調査区と調査対象の確認 ③調査票の配布と記入依頼 ④調査票の回収 ⑤調査票の検査・整理 ⑥調査関係書類の提出	Ⅲ 訪問調査	2 実査フロー	15
	(1) 調査員事務打合せ会(説明会)に出席する		15	調査員説明会での配布用品 ●調査票 ●調査の手引き ●調査対象名簿 ●調査員証 ●調査のお願い状 ●手掛け袋等	Ⅲ 訪問調査	2 実査フロー 4 調査資料	15 23	①調査目的 ②調査対象 ③調査方法 ④締め切り ⑤調査資料 ↓ 01. 調査票 02. 対象者名簿・完了者名簿 03. 提示カード 04. 挨拶状 05. 調査員指示書 06. 対象者謝礼 07. 調査員活動記録 08. 身分証明書 09. 伝票類 10. その他
	(2) 調査対象を確認する		15	実査の第一は調査対象の確認から	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得(実査上の注意点)	16	■世帯訪問 1回目の訪問は、調査対象者に会える、会えないを別にして、なるべく説明会の翌日に、割り当てられた世帯を訪問する
	(3) 調査票を配布し、記入の依頼をする		16	●調査主旨説明と協力依頼 ●調査票配布と記入方法説明 ●調査対象からの質問への回答	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得(実査上の注意点)	17 18	■世帯訪問 ■訪問時の注意点 ■調査対象者へのあいさつ ■調査対象者の疑問に答える
	(4) 調査票を回収する		17	記入済み調査票の受け取り 再訪問の約束を守る 受け取った調査票の確認 回収した調査票への注意点	Ⅲ 訪問調査	2 実査のフロー 3 調査員心得(実査上の注意点) 5 品質管理と問題発生時の対応	15 25	■回収 ■質問の後で 2. 記入済みの調査票を、その場でもう一度見直すポイント ■問題発生時(個人情報や調査資料の紛失時等)の対処方法 1. 盗難や強奪、引ったくり等の犯罪による紛失 2. 置き忘れ等の不注意による紛失
	(5) 調査票を検査・点検する		17	●調査票の再検査 ●調査員記入欄への記入 ●調査票と調査対象名簿との照合・補正	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得(実査上の注意点)	21	■質問の後で 3. 帰宅してからの調査票点検ポイント ①聞き落とし ②SAのMA回答 ③その他の()内の無記入 ④質問のとび方 ⑤質問間に矛盾 ⑥回答として不自然さ ⑦判断しにく数字や字がないか ⑧○印は見やすいか ⑨○印の付け方
	(6) 調査票を提出する		19	①提出期限の厳守 ②調査関係書類の直接持参	Ⅲ 訪問調査	2 実査フロー	15	■回収
	(7) 調査票提出後の仕事		19	提出した調査票についての照会	Ⅲ 訪問調査	5 品質管理と問題発生時の対応	24	■品質管理 1. インスペクション
	(8) 調査対象に関する秘密の保護		20	調査対象からの申告内容や調査上知りえた秘密の保護と、秘密漏洩時の処罰について	I 調査の使命とルール	4 プライバシーマーク制度とは	5	■個人情報保護 調査活動中に知り得た、調査回答者の個人情報および調査内容は、一切社外に漏らすことを禁止
	3 統計調査員の身分と待遇		(1) 統計調査員の身分	21	統計調査員は、調査実施の都度任命される非常勤公務員			
		(2) 統計調査員の報酬	21					該当なし
		(3) 統計調査員に対する災害の補償	22	統計調査員が調査活動中に遭ったケガや病気が補償される ①療養補償 ②休業補償 ③障害補償 ④介護補償 ⑤遺族補償 ⑥葬祭補償 ⑦その他				該当なし
		(4) 統計調査員に対する表彰	23	功績の大きな統計調査員は表彰される				該当なし

統計調査員のしおり				JMKA調査員マニュアル					
大項目	中項目	小項目	頁	要点	中項目	小項目	頁	要点	
調査のとき、注意することってどんなこと？	1	調査に出かける前に	25	①調査内容の理解 ②無理のない予定 ③訪問時刻 ④調査必要用品の確認 ⑤服装 ⑥訪問先、調査予定の家族への知らせ ⑦健康管理	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得 (実査上の注意点)	16 17	■世帯訪問 1回目は…朝から回りはじめ、夕方6時頃まで。2回目以降は…会えない方には休日や夜8時頃まで ■対象者への挨拶 派手、貧相にならない服装	
	2	面接の手順と注意	(1) 訪問時の注意	27	①訪問時の注意点 ②面接する上での注意点	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得 (実査上の注意点)	17	■訪問時の注意点 ■調査対象者への挨拶 ■その他調査員の皆さんに守ってほしいこと
			(2) 面接する上での注意点	28	①来訪目的をはっきり伝える ②不用意に入らない ③相手の立場の理解	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得 (実査上の注意点)	17	■訪問時の注意点 ■調査主旨の説明
			29	①調査は玄関で ②ソフトに ③丁寧でわかりやすい言葉づかい ④面接中は調査対象に集中 ⑤調査と関係のない行為はしない	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得 (実査上の注意点)	22	■調査対象者への挨拶 言葉遣いにも気をつけてください ■その他調査員さんに守ってほしいこと 調査対象者に各種の勧誘や販売などを行うことは禁止します	
	3	調査が円滑に進まないときの対応について	31	①調査対象に会えないとき ②忙しい ③調査対象 ④個人情報 ⑤協力 ⑥個人情報 ⑦回答内容 ⑧本社で	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得 (実査上の注意点)	16 18	■対象者不在時 ■調査対象者の疑問に答える Q. どうして自分が当たったのか？ Q. なぜ、年齢・職業、まで答えなくてはならないのか？ Q. プライバシーは守られるのか？	
	4	調査中の事故防止	37	①自転車利用 ②書類を見ながら ③足元注意 ④飼い犬注意 ⑤深夜・早朝の調査					該当なし
	5	調査の終わりに心がけること	38	①調査票の検査と扱い ②調査協力への感謝 ③再調査への備え	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得 (実査上の注意点)	21	■質問の後で 2. 記入済みの調査票を、その場でもう一度見直すポイント 1. 謝礼品を渡すときの言い方 4. 記入漏れや見落としが見つかったときの際訪問	
6	他計申告方式(聞き取り調査)での面接の要点	39	①質問順序 ②正しい用語の使用 ③回答は確認しながら、そのまま記録 ④面接は短時間で	Ⅲ 訪問調査	3 調査員心得 (実査上の注意点)	20	1. 調査の指示通りにする理由 2. 質問文は変えてはいけない理由 3. 回答の受け入れ方 4. 提示カードや提示写真の見せ方		

**B. 「民間版ガイドラインの検討」
合同小委員会報告**

2010年5月

「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会

第1章 「民間版ガイドラインの検討」合同小委員会について

統計委員会の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月）のp54には民間事業者の活用に向けて、『統計調査の民間委託に係るガイドライン』を改定し、統計調査の実施過程の管理、受託事業者への事業完了報告書の作成の明示等の措置を反映する」と明記している。これは、基本計画部会第4ワーキンググループの報告を反映したものとなっている。

JMRAの公的統計基盤整備委員会では、これを受け現行のガイドライン¹（平成21年4月1日改定：資料1）を、第4ワーキンググループの言葉を借りれば「民間事業者の活用の在り方」という点を反映してもらいたいという視点から、民間事業者が公的統計調査を受託するにあたっての民間版ガイドラインを検討しようということになった。

ガイドラインでは民間委託に関して府省間が講ずべき標準的指針を示したものと謳っている。ガイドラインという性格上、指針であり、最大公約数的なものにならざるを得ない部分はあるとしても、具体化が必要なもの、府省に共通して望むものなど受託者からの声を取り入れてほしい点がいくつかある。また、現行にはないが今後の公的統計でのオンライン調査のありかたなどさらに踏み込んでほしい点も見られる。

この報告書では高品位²な公的統計調査実施に向けて、密接なパートナーシップをベースに、より民間事業者を活用していただきたいとの視点より現行ガイドラインの問題・課題、現行ガイドラインへの要望、現行ガイドラインの枠組みを超えた課題などを整理したものである。なお、検討にあたってはガイドライン作成主務官庁である総務省政策統括官（統計基準担当）室との意見交換（基本的に第4ワーキンググループ報告書に準拠）も踏まえたことを付記しておきたい。

具体的な目的、課題は次の通りである。なお、合同小委員会という名称は、「応札業務に関する諸問題検討小委員会」と共通するテーマが多いことから、その小委員会メンバーと共同で検討したことによる。

¹本報告書作成中に「改正 平成22年3月25日」の「統計調査における民間事業者の活用に係わるガイドライン」が示された。郵送調査での積極的民間活用、統計調査の国民への広報・啓発活動充実、統計品質に関する定量的目標設定などが加味されたものであるが、大きな変更は見られない。この報告書は「平成21年4月1日改定」ガイドラインに基づくものである。

²高品位とは、単に高品質ということと回収率が高い、記入内容が正確ということだけが注目されがちな点より、それだけではなく調査員教育、客体からの問合せへの対応力、各府省への誠実な対応—各府省が言わんとしていることを理解し、正確に実行できる対応力であり単に言われたとおりに忠実にという意味ではない—など含めた統計調査実務全般にわたる高品質なということをあらわしたものである。

1. 1 目的

国が各府省に示達する新「統計調査の民間委託に係るガイドライン」について、受託者視点でのあるべき姿を検討し、官民共通のガイドライン、さらには民間版ガイドラインとしての検討課題を整理し、魅力ある公的統計市場に向けて官民のパートナーシップの向上に資する。

1. 2 検討課題

現行ガイドラインに沿って、以下の点をレビュー・検討した。

- 国（発注者）と民間（受託者）の間にあるギャップ（認識の違い）とその背景の整理
- 特に、「統計調査の適正な実施の確保」における現行の問題点、課題の整理
- 現行ガイドライン構成（枠組み）での民間からの要望

さらに、上記検討を踏まえ、開かれた魅力ある公的統計市場へ向けて、現行ガイドラインを超えた課題・要望を民間版ガイドライン検討の視点より検討・整理することを課題とした。

1. 3 検討方法

現行ガイドラインのレビューにあたっては、小委員会メンバーの全員が昨年 の年次レポートを踏まえての現行ガイドラインの読み直しを行った。その後、現行ガイドラインの検討分野を 3 領域に分け、検討を行った。なお、国の改定への状況を把握するため、ガイドライン策定の主務官庁である「総務省政策統括官（統計基準担当）室企画管理官」とも意見交換を行った。

1. 4 運営体制

合同小委員会・分科会の体制は次の通り。

7月の第1回公的統計基盤整備委員会で今年度方針を共有し、8月は現行ガイドラインの読み込みを行った。9月より実質検討に入り、その後は月1回の委員会と分科会、必要に応じ分科会班長によるミーティングという体制で運営した。

分科会は第1班～第3班の3班構成。本報告書での担当部分と班員名は次の通り。

○印は班長を示す。

第1班：3. 1 「Ⅰ 民間委託の推進対象業務の範囲等」、3. 2 「Ⅱ 統計調査の民間開放の手法と環境整備」を担当

○阪口香	(社) 新情報センター
小内隆	(株) RJCリサーチ
半田文浩	(株) サーベイリサーチセンター

第2班：3.3-2 「2 統計調査の適正な実施の確保」を担当

○飯田房男 (株) インテージリサーチ
井田潤治 (社) 輿論科学協会
中島文夫 (株) 電通リサーチ
横尾俊至 (株) クロス・マーケティング
吉野哲也 (株) マーケティングセンター

第3班：3.3-1 「1 報告者の信頼確保」、3.3-3 「3 委託業務の検証の的確な実施」、3.3-4 「4 委託先との契約書等に明記すべき事項」を担当

○高見恵子 グラクソスミスクライン (株)
山中博司 (社) 中央調査社
小島功嗣 (株) マクロミル
坂内克正 (株) 日経リサーチ
中野光義 (株) サン・パートナーズ

なお、上記委員以外に全体統括として、公的統計基盤整備委員会の幹事である以下の2名が合同小委員会リーダーとして横断的に関わった。

鈴木督久 (株) 日経リサーチ
武井 雅 (株) 日本リサーチセンター

第2章 検討結果の要約

－受託者視点での現行ガイドラインのレビューと現行ガイドラインを超えた課題・要望－

2. 1 現行ガイドライン(平成21年4月1日改定)の検討

ガイドラインはその名の通り、あくまで“指針”である。強制力のあるものではない。とはいえ、示す以上は最大公約数、ミニマム・スタンダードの意味合いであってほしい。ガイドラインには「統計調査の民間委託を推進するため各府省が講ずべき措置について標準的な指針を示したものであり、統計調査の特性等を踏まえた各府省独自の効果的な取組を妨げるものではない。」とある。その前提の上で、「公的統計調査受託に係わる」受託側視点を整理し、発注者－受注者間の“読み方”のギャップ、府省間での温度差を確認、理解しあうことは高品位な公的統計を維持していく上で重要ではないかと考えられる。この点は第3章で詳しく論じているが、ここでは、主に「統計調査の適正な実施の確保」より、4点について整理してみたい。

1. 競争参加資格に対するガイドラインについて-各府省の基準統一

全府省統一資格基準という制度がある。企業規模や財務諸表などで A～D などにランクづけされるもので、A が最も高得点となっている。このランクと予定価格に関しての指標が決められていて、例えば、予定価格が 3,000 万以上は A ランクの業者、1,500 万～3,000 万未満は B ランクの業者などとなっている。しかし、その予定価格とは関係なく、ある府省では大半の案件が A 等級のみ、ある府省では役務の難易度を考慮したとしているなど、案件ごとの資格基準が曖昧であり、応募者にとっては理解しにくい。競争参加資格の資格付与根拠（基準）の明示など、府省間の統一がもっと図られてもよいと考えられる。それとともに、信頼できる事業者選定という視点より、企業規模などに偏重した現行の等級要件についての見直しも検討されるべきである。

2. 統計の品質についてのガイドラインについて

ガイドラインには、「各府省は、実査を委託する場合には、精度を確保するため、達成すべき回収率を設定するとともに、調査票の記入状況の質を加味した指標（回収された調査票の記載事項の矛盾等を把握する指標等）や実査の質を評価する指標（標本調査における非協力率（調査への非協力を理由とする代替件数の取集件数に対する割合）等）を必要に応じ設定する」とある。この「必要に応じ」が、極めて曖昧である。少なくとも「過去実績と現在の調査環境より、回収率は〇〇％を参考指標」とするといった、客観的事実に基づく具体的なレベルを提示してもらいたい。逆に言えば、回収率の品質根拠の明示である。例えば、目標 90%とした場合、何故 90%でなければならないのか、85%だとどのようなリスクが生じるのかということである。品質基準の一つである回収率とコストは、この点が明確でないと、回収率が上がった場合のインセンティブ、下がった場合のディスインセンティブという議論もできないのではないかと思う。

3. 的確な仕様書の作成についてのガイドライン

発注者－受注者間の“読み方”のギャップの最大の要因が仕様書であることは、誰もが認めるところであろう。具体例は本文 3.3-2 を参照されたいが、一言でいえば「仕様書は調査設計書であり、設計に基づく積算に大きな差がみられるとしたら、設計不備の可能性があるのでは」との認識が官民ともに重要と考えられる。その意味では仕様書作成プロセスのガイドラインがあってもよいと考えられる。いわば、下見積り評価のガイドラインのようなものである。正確かつ妥当な予算が組めないと発注者としては期待した結果が得られない、受託者としては想定外の業務といった双方が苦勞する結果となる危険性があるためである。そのためには、官・民の意見交換の場がさらに望まれる。

4. 契約書に関するガイドライン

昨年度、府省間の契約書を比較検討した。条文数の違い、同一項目、例えば「再委託」であっても府省間での解釈の違い、定義の違いが見られた。このような点については、統一の見解が望まれる。今回、現行ガイドラインの「統計調査の適正な実施の確保の観点から、契約書又は覚書等に明記しておくべき必要最小限の事項は、「契約書等に明記すべき事項」（別紙2）のとおりである」の10項目について、本文3.3-4において、その具体的条文案を提示させていただいた。JMRAとしては今後も実態に基づく「必要最小限の事項」の雛形、および契約書の雛形を提示していきたいと考える。

2. 2 現行ガイドラインを超えた課題・要望－民間版ガイドラインに向けての検討視点

平成22年3月25日の最新ガイドラインでは、「民間委託に係わる」が「民間事業者の活用に係わる」という表現になっている。これは、より民間事業者の“姿”が見えてきたので、「民間事業者の活用」という具体的視点が加わったのではないかと思ってみたが、民間への委託事業範囲の限定、報告者の信頼確保の観点から講ずべき措置などをみると、民間事業者の履行能力や、大半のJMRA会員者がプライバシーマークを取得し、コンプライアンスに取り組んでいることなど、現状認識に対する理解がまだ十分伝わっていないように思える。現行ガイドラインを超えてという意味では、さらに、民間事業者を知ってもらい、こちらも積極的にアピールするとともに、そのために官民が積極的な意見交換ができる場を増やしていくということが重要と考えられる。

平成22年2月9日に開催された「第21回統計調査分科会」において、公的統計調査についてのJMRAとしての考えを述べさせていただいた。ここでは、その背景となっている論点を整理し、高品位な公的統計にむけて官民が目指すべき方向を整理したい。

1. 民間への理解－コスト認識

単なる「民間委託」から「民間事業者の活用」という表現の変化は、民間事業者の“生業”を意識したコスト認識格差の溝を埋めるものと期待したい。コスト認識格差は、一言でいうと“適正利益”計上への官の捉え方である。高品位な公的統計を維持、時代の要請に伴う新しい統計の設計・実施、新しいデータ収集、データ集計・解析を的確に実施していくために民間事業者の活用と謳うのであるなら、民間事業者の“適正利益”（例えば一般管理費という費目）を考慮した予算措置が必須である。これが認められないと、民間事業者の活用どころか、民間事業者の撤退になりかねない。法的な問題もあるとは聞いているが、適正利益、コ

スト認識における実りある議論が重要である。

2. 官民パートナーシップの確立に向けてのコミュニケーションのあり方

高品位な公的統計とは、本文 4.2 にもあるように、「コストと品質の最大価値を追求すること」ともいえる。官から民への一方通行ではこの課題は達成できない。官・民の意見交換の機会が増えてきているのは大変好ましいことと思うが、さらに突っ込んだコミュニケーションの場があってもよいと考える。特に、高品位な公的統計の要となる仕様書—いわば調査設計書の内容、求められている質については、官民の本音の議論の場が必要と考える。仕様書作成は官の専権事項と承知の上ではあるが、高品位な統計に向けては柔軟な発想があってもよいのではないか。詳しくは本文にゆずるが、公費の適格な運用、創意・工夫による品質向上が大いに期待できるのではと考える。

3. 府省間で標準化すべき事項

応札した事業者から、「府省間での情報共有がうまくなされていないのでは」という言葉がよく聞かれる。情報共有がないから応札書類、仕様書の項目、総合評価視点などが標準化できないのであろうか。官民それぞれの事務作業軽減のためにも、各府省はより積極的に標準化に取り組んでいただきたい。この詳細については本文 4.3 を参照されたい。

4. 高品位な統計にむけての PDCA のあり方

入札監理小委員会が行っている PDCA を、もっと開かれた形で実施されたいかがであろう。公的統計の見直し、継続的改善を PDCA で実施するのは、公共サービス改革法に基づく市場化テスト案件のみならず、一般の公的統計にとっても極めて重要であろう。

第3章 現行ガイドライン(平成 21 年 4 月 1 日改定)について

第 3 章は、現行ガイドライン(平成 21 年 4 月 1 日改定)をレビューした上で、問題、課題を整理したものである。表題等は、現行ガイドラインの表題を用いている。

3. 1 「I 民間委託の推進対象業務の範囲等」

ガイドライン I-1 で、「国の行政機関の中核的な知識・能力を必ずしも要しない業務および過去に実績があり、かつ、民間委託の推進を図ることが適当な業務を民間委託の推進対象業務とする(別表)・・・」とある。これについては以下の点を検討していただきたい。

- 現行の「民間委託の推進対象業務」の「企画」には、「標本設計における層化、抽出」しかない。第4ワーキンググループの報告書（以下第4WGと略）の「民間事業者の活用の在り方」の基本的考え方に、「公的統計の作成の最終的な責任は作成主体が負う必要があるため、国が実施する統計調査業務のうち企画立案業務（調査設計、経費措置、申請届出等）等中核的な業務は国が担い、それ以外の業務で民間事業者の活用を図ることが適当である」とあるが、少なくとも回収率向上のため、データ入力精度向上などの点より、調査票の改善および必要な調査資料の提案や改善については民間事業者の創意・工夫を活用する余地があると考えられる。特に、客体からの記入に際してわかりにくさといった記入者の声を反映できるような仕組みがより必要と考えられる。また、このような提案は実際に調査を完了した時点で明らかになる場合が多いので、各調査の仕様書の中に、「次回調査企画上の改善および留意点の提言」といった作業項目を設け、この作業を考慮したコストを入札金額に盛り込ませることが望ましい。
- ガイドラインⅠ-2の民間委託に適合する業務はもつともであるが、積極的活用という視点から、「民間事業者の高度な専門知識や能力を採り入れることが期待できる場合」というケースもあるのでは。
- なお、「民間委託を実施する場合、必要に応じて試験調査結果等を踏まえて適用の可否を判断するものとする」については、「その際には受託側となる民間事業者の考え方や意見も十分に検討し、調達業務に発注側と受注側のミスマッチが起きないように配慮する」という視点がほしい。

3. 2 「Ⅱ 統計調査の民間開放の手法と環境整備」

統計調査の民間開放の手法について、ガイドラインⅡ-1-（1）にある「国直轄の統計調査については、公共サービス改革法に基づく官民競争入札若しくは民間競争入札、又は会計法令に基づく包括的民間委託を行うことにより、民間開放する法がある」に基づいて、民間調査機関にとっても活用するメリットとして、次の点が挙げられる。

- 統計調査業務の実務知識、ノウハウが民間事業者にも蓄積される。
- 統計調査実務者人口の質的量的拡大、育成が図れる。
- 統計調査業務実施の安定化に寄与する。

また、統計データの精度の確保についても、民間調査機関は従来から国の統計調査業務のみならず、世論調査・意識調査等、多くの受託実績をもつことから問題ない。さらに、細分化された工程ごとの分割発注に比べ、複数年契約、包括的な委託契約とすることで、各業務に携わる職員・社員の工数を削れるなどコスト削減効果が期待される。

一方、ガイドラインⅡ-1-（2）にある「法定受託事務として、地方公共団体に実査等を委託している統計調査については、民間事業者の受託可能性等を踏まえ、現行の法

定受託事務の枠組みを基本として地域単位で民間開放する手法等がある」については、JMRA 会員社が応札した「越前市就業構造基本調査」という実績がある。この調査は業務プロセス、調査精度とも自治体からの評価が高い事例であるが、費用、自治体の取り組み方、発注形態、自治体との協力関係のありかたなどの点で今後課題を残した結果となった。その後、自治体からの民間委託がほとんどないことを考慮すると、法定受託業務の民間活用にはコスト問題以上に制度的な、また運用面での課題が多いと考えられる。国が積極的に法定受託業務の民間委託を考えるとすれば、現行ガイドラインでは、自治体も民間業者も対応しにくいと考えられる。少なくともガイドラインⅡ-3-(3)にある地方公共団体との連携については、次のような視点が必要と考えられる。

- 各府省は、実際の取り組みを担うものが地方公共団体であることを踏まえ、当事者である地方公共団体との意見交換を十分に行うとともに、地域単位での発注が円滑に実施されるよう、地方自治体間での横断的な組織作りや、具体的な法令整備の方法の提示や民間開放における実施有効性の情報提供を行う等民間開放推進に向けて積極的な連携を図る
- 地方公共団体においても、民間委託を推進できるように法定受託事務の制度的な緩和を進め、予算措置も含めた地方公共団体の裁量権を増やしていきけるよう推進していく。
- 民間委託実施にあたっては、地方公共団体と受託企業との連携は不可欠となるため、事前に民間企業との意見交換会などを通じて、人材交流を図り、円滑な実施ができるよう積極的な情報収集を行う。

ガイドラインⅡ-2の「公共サービス改革法に則って実施する統計調査業務の考え方」では、ガイドラインでいう「各府省は、公共サービス改革法の主旨を踏まえ、国直轄の統計調査のうち、より高い質の確保を図る必要がある統計調査について、民間事業者の創意と工夫の反映が期待される実査を含む一体としての統計調査業務を民間開放する」ために、以下の点を考慮願いたい。

- 民間として、ある程度の裁量をもって効率化できる点については、自由度を持たせてほしい。
- 官であれば問題なく使用できるリストや情報について、民間開放時に提供できるよう便宜を図る。
- 予定価格の算出根拠の公表（時系列調査の場合前回の落札額も含む）。
- 過去実績の全面開示。
- 落札者選定方法、評価方法、評価結果開示方法等の府省間での統一、わかりやすい情報開示。
- 新規調査の場合、試験調査結果の開示。

3. 3 「Ⅲ 報告者の信頼確保等の観点から講ずべき措置」

この項目は「Ⅲ-1 報告者の信頼確保」、「Ⅲ-2 統計調査の適正な実施の確保」、「Ⅲ-3 委託業務の検証の的確な実施など」、「Ⅲ-4 委託先との契約書などに明記すべき事項」から構成されており、ガイドラインの主要部分となっている。それぞれについて検討を整理してみた。

3. 3. 1 報告者の信頼確保

コンプライアンス遵守（「秘密の保護の徹底」「調査票情報等の管理の徹底」）は、書かれてある通りである。文中に委託先に「行わせる」「講じさせる」という言葉がよく出てくるが、JMRA 会員社（大半が P マーク取得会社）では当然の処置として対応している。

ただし、別紙 1 に「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」として詳述されている項目については、会員社間に温度差があると考えられる。管理システム（人員体制、設備）を別紙の通り実施するのは、コスト的な問題もあると思う。管理システム構築、その実行管理が委託経費の中で認められるかという点である。逆に言えば、国側のセキュリティコストの考え方を明示してほしい。また、国側が行うチェック（回数・項目）および委託先へのフィードバック方法なども明示していただきたい。

国際規格である ISO20252 でも保管に関する要求事項があるが、要求どおりでないから不適合かということ、必ずしもそうとはいえない場合もありうる。規格の主旨に則した対応手順が定められていればよいという考え方もある。このことについては、「具体的な対処方法については発注者・受注者双方でルールを定めていく」というのが現実的とも思える。

3. 3. 2 統計調査の適正な実施の確保

現行ガイドラインでは、「各府省は、委託業務の質を確保し、統計調査の適正な実施の確保を図る観点から、次の措置を構ずる」とある。民間事業者にとっては調査実施の根幹にかかわる点であり、最も注目している点である。以下は「Ⅰ 競争参加資格の是正・見直し」「Ⅱ 委託会社の業務遂行能力」「Ⅲ 業務の質」「Ⅳ 適格な仕様書等の作成」「Ⅴ再委託」の 5 点から、現行ガイドラインの「統計調査の適正な実施の確保」の項を横断的に整理したものである。

I 競争参加資格の是正・見直しー参入障壁をより低くし応札の機会を増やすという観点から

1. 資格審査結果通知書（全省統一資格）について

(1) 資格付与の根拠について明示されているか。

(2) 案件単位に等級が明示されるが、その根拠。各府省が中小調査会社に配慮することもあるが、一方足きりという現象も見受けられる。また J V の場合、各会社にすべて資格が適用されるか否かの判断も明示されたい。

2. 過去実績は問わないことは評価したい。総合評価落札方式においてのみ、一定の配慮をするということとしているが、今後も加点要素ということとし、基準点では評価に組み入れないでいただきたい。

3. 認証資格の緩和

ISO9000 や ISMS 資格は調査会社にとっては負担が大きい。加点要素にのみとどめるべき。「ISO20252」が調査業界にとり標準採用となれば、取り上げてよいのではないかと。

4. 予算額の開示

総合評価方式の場合、予算額の開示をしていただきたい。調査会社にとっては、応札の判断材料となるし、各府省にとってみればいたずらな低価格落札で品質面でのリスクに苛まれることもない。

II 委託会社の業務遂行能力について

1. 実施体制、業務経験と要員、セキュリティ対策、資格・認証保有状況の書類フォーマットの標準化

各府省でフォーマットを統一すれば、応札会社にとっては効率化が期待できる。

2. 資格・認証等の保有について

「原則として過去実績を問わない」としていることは大きな前進である。総合評価方式における加点要素としての評価という取り扱いも妥当である。また ISMS 資格は調査会社にとっては負担が大きいことから、加点要素にのみとどめるべき。ここでは詳しく触れないが、評価方法で加点要素としての項目は「認証資格」、「過去実績」である。

3. 共同事業体入札方法の府省間統一化

1 と同様、各府省でフォーマットを統一すれば応札会社にとっては効率化が期待できる。法律で定められている方式ではあるが、共同事業体での入札を受け付けない府省もある。当たり前のことであるが、受付が可能となるよ

うに府省間で統一的な情報共有が必要である。

4. 実績評価を厳正に

事業完成時に万が一事業成果が初期目標を達成しなくても、正確な評価をしていただきたい。各府省が選定した民間事業者の業務実績評価を各府省が自ら行うのでは、よほどのことがないかぎり否定的な評価を行うことはないと推測されるが、それでは正確な情報共有とはならないし、未来志向の官民のパートナーシップとはならない。

III 業務の質

1. 回収率について

(1) 回収率または回収数の根拠を過去調査や試験調査のデータによって明確にする。

「非協力」と「移転・廃業等」は統計上明確に異なる。高めの回収率を設定するために、「非協力」の代わりに代替標本を使って回収率を上げるという方法は取るべきではないと考える。非協力は非協力として捉えることとし、そのために実質の回収率に目標を設定しなすべきではないか。各属性の集計上必要な回収数が必要である場合は、代替標本として定義すればよい。事業所調査の場合、回収率は標本名簿の精度によるところが大きいが、その点は「IV 1. 調査名簿（調査客体、対象者名簿ともいう）の作成①②⑤」で述べているとおりである。

(2) 回収ステップ、特に督促工程（手法、回数、効果）の過去実績を開示し、標準化する。

2. 指標化

必要に応じ指標を設定とあるが、どういった内容となるのか、また過去の実績をどう加味するのかが不明。指標化は過去事例等、情報が具体的な案件に限るべきではないか。手法や手段が変更になった場合は、過去事例も確実な指標とはいえず、参考指標とすべきである。また、指標作成に過大なコストを要するような要求を受託者に課すことは避けるべきである。特に以下の定義・指標を明確にして欲しい。

(1) 記入状況の質

(2) 実査の質（非協力率や代替標本取集度）については前項を参照。

IV 適格な仕様書等の作成

1. 調査名簿（調査客体、対象者名簿ともいう）の作成

現実性のある抽出手順・手続を明確にし、必要時間を十分に考慮した設計とする。

なお、母集団整備については抽出等の設計範囲を含むので本提案では検討に入れない。

- ① 一般世帯・個人調査、事業所等調査に関わらず、過去実績や試験調査事例があれば、拒否率、移転・廃業等による宛先不明率、該当客体不足率等を提示する。
- ② 母集団名簿が各府省から提供される場合、名簿の精度について一定の数字を提示する。例えば、5%相当の住所変更が見込まれるなど。
- ③ 住民基本台帳を使用する場合、広報的観点から各自治体へ事前に閲覧行為があることを発信する。費用的観点からは一定の廉価な金額が望ましいが、自治体サイドの問題もある。ここでは、実費精算を取り入れて受託者のリスク軽減等を要望する。また、住民票閲覧手続（必要書類・様式等）を標準化して欲しい。
- ④ 特定の名簿を条件にすることの禁止。特定名簿の使用が不可避であれば、各府省が別枠で購入して提供するか購入可能な条件とする。
- ⑤ 代替（予備）標本については、代替標本の使用に対するコストをきちんと積算するために、過去実績の情報開示を要請する。なお正確な見積もり算出をするために、回収率の項でも触れたとおり、代替標本に関する認識を正確にし現実的な回収率を提示する。

2. 調査の方法＜網羅すべき仕様項目＞

「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（JMRAで検討中のガイドライン）では2つの調査の方法が示されているが、オンライン調査は後述することを提案する。他の方法については割愛する。

なお、調査方法等が選択自由というような場合、明示されてしかるべき工程が民間の創意工夫ということで明示されなくなるという点については注意を要する。

（1）郵送調査

① 調査依頼書等の作成方法

公印を必ず使用する。

② 調査物件

調査票企画、作成の有無（調査票設計からか、調査票支給か）

調査票のボリューム（設問数、ページ数等）

封筒の種類（定形・定形外）等封筒仕様
各物件の斤量、用紙種類、古紙使用等の制限があれば記載
ただし、原則として印刷物の品質基準の簡素化・各府省間の標準化
を求める。

- ③ 封入・発送等
信書認識の統一化
封入手順・手続等の指定があれば、仕様書で提示
- ④ 標本設計の有無
割付等の条件
- ⑤ 回収数・率
発送数、回収数、回収率
- ⑥ 督促業務の実施方法
過去実績や試験調査の事例があれば、督促手段による効果等を仕様
書で提示。
- ⑦ 報告者からの照会や質問への対応方法
事例集があれば仕様書提示
- ⑧ 審査・確認業務の実施方法
審査基準の提示。過去実績や試験調査の事例があれば提示。
新規調査の場合、審査基準とともに疑義照会数等を明示。実績が大
きく離れる場合は再契約とする。
- ⑨ 業務の実施において確保されるべき質
回収率は過去実績や試験調査の事例があれば提示する。回答内容の
妥当性については、⑧審査・確認業務の実施方法と連動する。
- ⑩ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法
受託者としての対処方法の提示と各府省の支援方法の明示
- ⑪ 謝礼
謝礼を出す基準はなにか。客体の義務を今一度明確にしておく必要
がないか。出すとして、客体が調査にかかる時間的なコストを的確に
把握し、調査結果に影響を及ぼさないことを考慮し相応の金品とする。

(2) 調査員調査

- ① 調査員数の確保状況および管理体制
- ② 調査員に対する調査方法等の説明、研修および指導の実施方法
- ③ 督促業務の実施方法
過去実績や試験調査の事例があれば、督促手段による効果等を提示。

- ④ 報告者からの照会や質問への対応方法
事例集があれば提示
- ⑤ 審査・確認業務の実施方法
審査基準の提示。過去実績や試験調査の事例があれば提示。
新規調査の場合、審査基準とともに疑義照会の見込み数等を明示。
実績が大きく異なる場合は契約変更等の措置を講じ、受託者側に不利とならないようにする。
- ⑥ 業務の実施において確保されるべき質
回収率および未回収理由は、過去実績や試験調査の事例があれば提示。
回答内容の妥当性については、⑤審査・確認業務の実施方法を参照
データ作成については、受託者から精度を保證する仕組みを提示。
集計仕様の提示
- ⑦ 報告者とトラブルが生じた場合の対処方法
受託者としての対処方法の提示と官の支援方法の明示
- ⑧ 調査員の安全対策

(3) オンライン調査（政府統計共同システム）

ここでいうオンラインは調査票を郵送で送って（送らないこともあるが）、パスワード等を告知することによりオンラインで回答を得るという方法である。ここでは官からの名簿提供を想定している。

政府統計共同利用システムの使用とともに、民間のオンラインシステムも利用可能とすることを明記。この場合、セキュリティ等について政府統計共同利用システムと同等以上の品質を提供することが前提となる。

上記（1）（2）に準じるとともに、且つ下記の要件を追加する。

- ① セキュリティ
- ② 不正防止対策
- ③ 実査上の具体的条件
設問数、回収サンプル数、提示する画像・動画の有無とその数、調査設計（割付セル数）、生データ提供の要・不要（事前SCRのみ）、調査対象者の条件等

V 再委託

1. 再委託に関する各府省共通した見解の制定

各府省で見解が異なり、応札者側としては苦慮するところである。共通の定義がないばかりに事前の応札準備段階での非効率な対応があり、また落札

後、業者選定や書類作成、そして費用の見直し等を余儀なくされる場合もある。

2. 請負外注と委託の明確化

例えば印刷は仕様を決めて依頼するわけであり、請負外注ではないか。パンチ、集計、運搬等についても然りである。請負外注と委託は定義が不明確であり、その意味で、業務内容とか、費用の額をもって区別するとか、あるいは個人情報に関する業務の依頼を含む場合など、別の基準で委託を捉えなおすことが妥当ではないか。

3. 再委託禁止あるいは再委託してもよい業務の明確化

実査そのものは禁止とか、或いは50%を超えてはならないとかの表記が必要である。1、2で述べたように各府省の見解の統一と再委託の定義が不可欠である。

4. 再委託（再請負）の限度額（率）および軽微な再委託の許容について 各府省の統一見解と同時に、仕様書に明確に表記する。

5. 再委託先の書類整備（体制、費用等）についての簡素化と標準化

応札会社並びに再委託会社の業務処理の効率化のために実施していただきたい。

3. 3. 3 委託業務の検証の的確な実施等

現行ガイドラインは次のようになっている。各府省間で情報の共有をぜひ図っていただきたい。それを、データベース化したらよいと考える。

- (1) 各府省は、委託業務終了後、当該業務について検証を行うとともに、当該検証結果を今後の業務の委託に当たって活用する。
- (2) 各府省間で情報の共有化を図り、もって統計調査の民間委託を推進する見地から、各府省間で検討等を行うための場を設け、毎年、開催する。
その際、総務省（政策統括官（統計基準担当））は、各府省における検証結果等を取りまとめ、当該検討等の場に報告する。

3. 3. 4 委託先との契約書等に明記すべき事項

現行ガイドラインには「契約書又は覚書等に明記しておくべき必要最小限の事項は、『契約書等に明記すべき事項』（別紙2）のとおりである」とあり、以下の項目が列記されている。

- (1) 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- (2) 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- (3) 関係書類の適正管理義務に関する事項
- (4) 調査票情報等の複写、貸与および提供の禁止に関する事項
- (5) 調査票情報等の集計のための作業の過程で作成し、不要となったデータの消去および入出力媒体の廃棄に関する事項
- (6) 再委託に関する事項
- (7) 業務の実施状況についての監査に関する事項
- (8) 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- (9) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- (10) かし担保責任に関する事項

これについては、次のような視点で具体的に考えてみた。検討の余地はあると考えられるが、参考にしていただきたい。

(1) について（善管注意義務）

- 善管注意義務は、一般的には「乙は、善良なる管理者の注意義務をもって委託業務を遂行しなければならない」である。
ただし、情報管理に特化した場合は「乙は、甲から開示を受けた秘密情報として善良なる管理者の注意義務をもって取扱い、理由の如何を問わず委託業務を遂行するために開示する必要のある乙の従業員等および甲の承諾を得た第三者以外の者に開示または漏洩せず、委託業務を遂行する目的以外に使用しないものとする」とある。この点について各府省の見解はどのようなものか。

(2) について（秘密保持）

- 開示を受けた情報すべてを秘密情報とするのではなく、各府省から秘密である旨特定された情報を秘密情報として管理する。
- 守秘義務の期間を契約終了後も有効にする点についてはやむを得ない。
- 個人情報の預託を受けた場合には、漏洩防止のための適切な措置を講じる（Pマークの取り扱い基準に従い管理）。
- 再委託時には、個人情報を再委託先に預託・提供できる。ただし、この場合は再委託先に対して守秘義務や適正管理を遵守させることが必要であると考えられる。

<条文例>

甲および乙は、本契約の履行に関連して相手方から秘密である旨明示または告

知の上開示された情報（以下「秘密情報」という。）および個人に関する情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報のことをいい、以下「個人情報」という。）を事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならないものとし、かつ、本契約または個別契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報に関しては、秘密情報として取り扱わないものとする。ただし、個人情報については、本項を適用しないものとする。

- (1) 相手方から開示された時点で既に公知の情報
- (2) 相手方から開示された後、自己の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
- (3) 相手方から開示された時点で秘密保持義務を負うことなく既に保有していた情報
- (4) 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報

(3) について（資料などの管理）

- 「乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失または滅失しないよう合理的かつ適切な措置を講じなければならない」という表現ではいかがか。

(4)・(5) について（貸与物）

- 調査の実施に必要な最小限の範囲で関与する従業員・調査員（再委託先を含む。）に複写、貸与および提供ができるとして、以下の条文ではいかがか。

<条文例>

1. 乙は、甲から貸与を受けた資料等の貸与物（以下「貸与物」という。）を甲の事前の書面による承諾なく、第三者に貸与、提供してはならないものとし、委託業務履行の目的以外に使用してはならないものとする。なお、乙は、委託業務の履行に合理的に必要な範囲内でのみ、資料等を複製することができるものとする。

2. 乙は、貸与物が委託業務履行上不要となった場合または甲からの要請があった場合は、直ちに甲に全ての貸与物およびその複製物を返却するか、または返却が不可能である電子データなどについては破棄するものとする。

(6) について（再委託）

- 業務の一部を第三者に再委託する際は、事前に各府省の承諾を得て実施できる。ただし、この場合は再委託先に対して委託先の契約条件を遵守させるこ

とを課す必要があると考えられる。業務の全部を再委託することが禁止されている点は、遵守するのが前提である。

<条文例>

1. 乙は、委託業務の全部を第三者に委託することはできない。
2. 乙は、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負を含む。以下同じ。）する場合には、事前に甲の承諾を得なければならないものとし、再委託する業務に伴う第三者の行為について、甲に対して責任を負うものとする。

(7) について（委託業務の調査）

- 監査の範囲を当該調査案件の範囲内と特定すべき。また立ち入り監査の際には、委託先に対して事前の通知を要することと、営業時間内での実施を義務づける。

<条文例>

甲は、必要があると認めるときは、あらかじめ乙に通知の上、委託業務の実施状況、委託費の使途その他本契約の履行に関連する範囲で必要な事項について報告を求め、または実地に調査できるものとする。

(8) について（不可抗力および非常事態における措置）

<条文例>

1. 乙は、天災地変または風水害など乙の責に帰すことのできない事由により、委託業務の遂行ができない場合、当該事由の発生後、速やかにその状況を甲に通知し、その後の対応について、甲乙協議の上決定するものとする。

(9) について（解除）

- 違反時は直ちに契約解除とするのではなく、事前催告を必要とし、所定の日数（2週間～1ヶ月程度）の是正期間を設ける。是正期間内に改善がみられない場合は、契約解除ができる条件とする。

<条文例>

甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を行うことなく直ちに本契約または個別契約の全部もしくは一部を解除し、かつ、相手方に対して損害の賠償を請求できるものとする。

- (1) 本契約の条項に違反し、相手方による当該違反の是正に係る書面による催告を受領後30日以内にこれを是正しないとき
- (2) 本契約または個別契約の履行に関し不正または不当の行為があったとき

- (3) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立もしくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、また破産、会社更生もしくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされたとき
- (4) 自ら振出しもしくは引受けた手形または小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (5) 前2号の他その財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(10) について (瑕疵担保責任)

- 瑕疵担保期間は最長1年間とする。納品物に瑕疵があった場合は、瑕疵の補修を行うのみとする。

<条文例>

1. 甲は、委託業務が完了した後も成果物に関して隠れたる瑕疵があることを発見したとき、乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修をさせることができる。
2. 前項によって瑕疵の補修をさせることができる期間は、成果物の引き渡し完了日から1年間とする。

その他—損害賠償について

- 損害賠償については、委託先に故意または過失があった場合に限り、賠償の範囲については「契約金額を上限」とするか「直接かつ通常に生じた損害」の範囲とする。

<条文例>

乙は、委託業務の履行にあたり、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとする。ただし、当該損害賠償の額は、第○条に定める業務委託料を上限とする。

第4章 現行ガイドラインを超えた課題・要望—民間版ガイドラインに向けての検討視点

4. 1 民間活用のあり方の立脚点—コスト認識の相違

当たり前のことだが、民間会社は“社会のお荷物”とならないように業務の対価としての利益を出し、結果として税金を納めている。民間会社が営利企業といわれる由縁である。公共調達では対価を得てはならないのか。民間事業者の活用が民間事業者の収益を圧迫するようであってはならない。コストに関する認識、コストパフォーマンスに関する認識、コストと品質に関する・コストに見合った品質等での官民の共通認識が必要である。以下は共通認識のために検討すべき点を整理したものである。

- 民間事業者の活用とは、まずは民間事業者への理解、何がどのくらいできて、何がどのくらいできないかということである。そして、民間の”なりわい”への理解である。
- 公的統計市場で民間活用を推進するなら、市場としての魅力作りが必要ではないか。そのためのガイドラインという視点が求められると考える。「魅力ある公的統計市場のためのガイドライン」を民間事業者が提示してもよいのではないか。例えば、「高品位な公的統計実施のための仕様書策定プロセス」「郵送調査実施における標準ガイドライン」といったより具体的な指針も必要であろう。
- 各府省が魅力のない案件を提示し、利益が出なくても今後のためには応札する事業者もあるだろうという認識で統計の質が担保できるであろうか。民間事業者が最大限努力しても、次に引き受ける民間事業者は出てこないかもしれない。もし、低価格落札の結果、精度の悪いデータで意思決定をすることになれば、取り返しのつかないことになろう。そして、そのデータは、ますます信頼されないことになる。単に、民間事業者を活用した方が安く上がるという考えだとしたら誤った認識といわざるを得ない。
- 高品位な統計調査とは、仕様書と「予定価格」が連動しているものであろう。ガイドラインは、民間事業者選定のガイドラインであり、かつ仕様書作成のガイドラインであることが望ましい。そのためには予算に裏付けられたガイドラインであることを明確にする必要がある。
- その点からは、民間事業者を活用するための公的統計実施予算確保の各府省統一ガイドラインがあってもよいのではないか。また、仕様書作成－調査設計書作成のためのガイドラインがあってもよいのではないか。
- 例えば、下見積りが大きく異なる場合は仕様書不備の可能性がある。となれば、仕様書を見直す必要がある。当然、予算の見直しともなる。この点では、下見積りについての各府省間のルール化が必要と考える。
- 各府省側は「民間事業者の創意工夫を期待する」と謳っている。特に、公共サービス改革法案件は、それを基に総合評価、複数年案件とするものが多い。創意工夫、質の向上、効率アップ、コスト削減のすべてを達成することは現実的ではない。低価格落札による官民の不幸なミスマッチは避けなければならない。その意味でも過去実績の情報開示、予算額の開示は信頼できる民間事業者の確保の第一歩ではと考える。

4. 2 仕様書作成における官民パートナーシップのあり方

コストと品質の最大価値を追求するために、官民でパートナーシップを醸成して公的統計調査の民間委託を推進することを提案する。各府省のスリム化を目指すため各府省のコスト負担を軽減し、品質については各府省で行った以上の品質を維持する。

ただし、官から民へという実施主体の変更によるリスクを考慮し、官民で協議して妥当な品質を求めたい。

入札であるからコスト低減という視点は当然としても、肝心の品質保証の前提となる仕様書において、満足度が低い案件が少なくない。仕様書の説明が十分でないトラブルになり、収益にも多大な影響を及ぼし、民間に参入をためらう空気さえ出かねない。各府省は、仕様書の記述が十分でないことを、受託者の「創意工夫を発揮して」と説明することがあるが、ここで求めたいことは正確な記述と適切な情報開示である。

また、不十分で曖昧な記載の仕様書は見積もりと実績の乖離となって現れる。契約変更というステップを踏むことができればよいが、民間事業者にとって実際泣き寝入りということが間々ある。「民間の経験、知恵で」「創意工夫を発揮して」「仕様書記載を十分に理解して」という理由で民間の受託者側は利益を確保できず、その結果モチベーションを失うことともなる。情報開示が十分でない状況で「仕様書理解」を丁寧にすればするほど応札額が上がり、落札できず、民間の業者が入れ替わることも考えられる。既存の受託者は得た知見を継続して発揮できる場がなくなり、また新規参入者は仕様書の完成度が低いと事業コストを正確に積算できず収益悪化を招くこととなる。その場合、各府省の側は民間事業者が知見を十分に持ちあわせていないために繰り返し指導をする、あるいは支援に乗り出すということにもなり、結果として官民のチャンス・ロスが発生する。

入札の機会均等と透明性は確保しつつ、官民のお互いの利益のために仕様書の正確な記述と情報開示を要請したい。受託者側が見積もり間違いを起こさないためにも、官民の認識が共通になる仕組みを訴えたい。

— 民間と相互理解を深める提案 —

公共サービス改革法に則る案件は、パブリックコメント等で仕様書の内容について一定の意見を述べることで保障されている。そうでない案件は公示の段階で仕様書が決まっており、公平性の観点から、落札したとしても仕様書は変えられない。入札公示前に、仕様書の妥当性、適格性について意見を述べる機会が欲しいところである。またパブリックコメントの制度があったとしても、民間が必要と考えている水準（おもに 3.3-2 のⅢ業務の質、Ⅳ適格な仕様書等の作成およびⅤ再委託）になるかどうかはわからない。官民のチャンス・ロスを発生させないために、相互の連携が望まれる。可能であれば、官と民が業務の質について協議する場をもつことが望ましい。現在、下見積もり提示という非公式のプロセスで意見を述べる機会はあるが、適格な仕様書作成に民間事業者の意見が入れられる仕組みを制度化していただきたい。

ただし、業界団体との協議では、団体を構成する個別会社が保有するアイデア・ノウハウは保護されなければならないため、創意工夫という領域および個別会社

が持つ独自ノウハウまでを開示するものではない。

以下、検討されるべきことを提示する。

1. 仕様書の正確な記述および情報開示が適切か

仕様書については別項（3.3-2のIV適格な仕様書等の作成）で述べている内容である。情報開示は過去事例および各府省が行ってきた調査についてである。

2. 民間委託および手法・方法等の変更による官民のリスクについて認識の共有化

各府省が行ってきた統計調査を民間事業者に委託する場合のリスクについて、官民で問題点を洗い出しお互いに共有化する。例えば、回収率について各府省と民間事業者とで行う場合の差や、地方での対面的な実査から中央集中方法に変わる場合のリスクなどである。また民間事業者に委託したままでは持続的な事業継続がうまくいかなくなる可能性もあるので、リスク事項の適切な開示と各府省による支援も検討する。

3. 民間事業者の行動原理（利益）に沿うべくインセンティブの検討をする

官民のパートナーシップが醸成されると、各府省の実施する公的統計は利益にならないという先入観に変化が出るのではないか。契約変更も柔軟に適用できないか。また業績連動型の検討も必要である。例えば回収率という観点をとってみても、目標回収率のプラスマイナス5%を超えたら連動して対価に反映させる等は現状を前向きに変える施策ではないだろうか。コストと品質という観点では、格好の材料にならないだろうか。

4. コストの共有を

コスト面においては、まず、間接費等のコストが適切に提示されないと民間事業者の立場とは相容れない。

また、各府省の要求するセキュリティレベル構築コストについては、仕様の中でどのように位置づけるかを明確にしていきたい。仮に、各府省においてコスト算出が難しいのであれば、民間事業者が提示することに理解をいただくと同時に予算措置も講じるべきである。

品質では、各府省の精度は担保されなければならないとしているが、各府省の膨大な人員による精度を保つために、民間事業者は莫大なコストをかけなければならない。例えば100%回収の最後の1%にかかるコストについて議論を深めたい。

5. 契約条項の見直し

細部については別項（3.3-4）に譲るが、現在においては、抽象的な仕様で指示された各府省の品質を維持することだけが優先される契約では、民間事業者のリスクが大きい。想定されるリスクを洗い出して明確にし、官民の負担を客観的に決めていくという契約の検討を行いたい。

6. 官民の連携強化

民間事業者は統計調査の本質を理解し、各府省が持っている課題を共有して問題解決にあたることが求められる。各事業者単位で応札するということはこれまでとおりであるが、単一の企業では運営できない調査の場合、複数企業による共同事業体を含めた受け皿を検討したい。

また実際のオペレーションで発注者と受託者という切りわけをしないで、共に参加するという仕組みも求められる。具体的には難題が多い調査票の問い合わせ・疑義照会対応で、各府省も、民間事業者が習熟するまで一緒にオペレーションに参加するとか、高度な判断を求められるクレームについては各府省が説得する等が求められる。

7. 見積もり積算について

事業に必要な見積もり積算の妥当性を担保するために、見積もり科目の標準化を検討する。見積もりは各応札会社で様々である。各会社の独自性を維持しつつ、事業にかかる工程や科目を提示する。これにより見積もり間違いを減らす。

8. 標準化について

各項（3.3-2 II 3、V 1・5等）で述べているように、契約書や提出書類および手続きの府省標準化をぜひ協議したい。民間事業者ばかりでなく、各府省の側にも入札準備段階での効率性、民間事業者に対する説明責任という観点で有益であると確信する。

9. 総合評価方式について

書式、評価方法の府省間の標準化について検討する。開札方法について、JMRAの当委員会では統計局の方法が現時点では一番良いという見解である。技術点（基礎点、加点）、入札額および価格点を応札業者すべてについて公表している。さらに技術点については、会社単位で項目別、評価者別（匿名）評価点を通知している。

10. 最後の一持続可能な事業にするために

現行制度では不落の可能性が十分にある。国全体の財政の悪化による財務当局の締め付けおよび府省会計の役割を鑑みると、予定価格の低下によって不落になる可能性が大きい。他方、品質を担保すればコストもかかり、応札会社としては悩むところである。完璧な品質精度の要求や妥当性がない目標回収率の高さは、民間にとって単年度は持ちこたえたとしても、持続的な運営は苦しくなることも考えられる。複数年契約が逆に足かせとなる事態も予想され、コストと品質の最大価値を官民での検討課題としたい。

4. 3 府省間で検討すべき標準化事項

府省間で書式、手続き、内容の標準化がなされていないために、官の担当者の負担が減らず、また応札会社も非効率な対応をしなければならないことが少なくない。

可能な限りこれらを標準化し、プロセスの簡素化、オーバー・スペックの排除、負担の軽減により、コスト削減を図るべきである。

既述の課題を再掲する。

これらのうちの一部は、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成 22 年 3 月 25 日改定）においても、各府省が措置を講ずるべき環境整備として示されている。

1. 入札参加資格の統一

要求される業者ランクが、統計調査の規模や種類に必ずしもそぐわない場合が見受けられる。当該調査に必要な遂行能力を超える参加条件の設定は、自由な競争を阻害し、コスト削減・創意工夫の発揮という民間事業者の活用の目的達成の妨げとなる。

特に、過去の受託実績についてはガイドラインで「原則として問わないものとする」とされていることから、各府省はこれを遵守する。

2. 入札関連書式の標準化

各府省（各プロジェクト）でバラバラな必要書類を標準化し、入札する企業の負担を軽減する。

- －総合評価方式における企画提案書
- －契約書

3. 再委託の見解と書式

調査の根幹にかかわらない業務（印刷・封入封緘など）の無条件再委託を認める。また、再委託実施の場合の手続、基準、書類を標準化する。

4. 公的品質保証認証の評価

受託会社が調査や品質管理、セキュリティ管理など統計調査の品質に関する第三者機関からの認証を受けている場合の評価（加点）を標準化する。今後新しい認証が出てくる際には、府省間で情報を共有し、遅滞なく評価に取り入れることを期待する。

5. 共同事業体における入札方式

複数企業による共同事業体での統計調査への入札を各府省とも認める。また、共同事業体で入札することで必要となる手続きや書類等を標準化する。

6. 民間事業者を活用するプロジェクトの予算額開示

民間事業者の入札を募るプロジェクトについては、府省側が予算額をあらかじめ開示し、受託者がそれをもとに見積を行い、適正な競争を行うことが望ましい。

現状では、仕様書の不備に起因する見積ミスによる損失はすべて受託者が負うことになる。これでは民間事業者の入札意欲を削ぐことになり、民間事業者の活用推進を阻害してしまう。予算額開示は調査会社にとって、応札の判断材料となる。また、各府省にとっても、低価格落札による品質低下リスクを避けることが可能になる。

一旦民間事業者に委託したプロジェクトを再度各府省による直接実施に戻すことは困難であると考えられるので、健全な民間事業者活用の推進のために、的確で過不足のない仕様書の作成とともに、予算額の開示を是非検討されたい。

7. 評価基準の統一と開札結果公表の府省共通化

事前に評価基準項目と点数配分を提示する。

企画入札や総合評価方式の場合には、応札各社の技術点、価格点を公表し、選定プロセスを透明化する。予定価格を上回った場合でも技術点を公表し、入札会社が次回応札への検討資料とすることを可能とする。

このために、開札手順を統一化する（技術点⇒入札書開封）。

入札会社に個別に審査内容を通知する。既に「サービス産業動向調査」では評価者別の採点結果の開示をしており、実施は可能であるとする。

府省統一改札結果の専用 Web サイトを開設する。

最低価格方式で低価格落札した場合は、事業終了後の実績報告を義務付け、かつ公表する。

8. 住民基本台帳閲覧手続

統計調査実施にあたり住民基本台帳の閲覧が必要となる場合、受託会社と各府省の連名で地方自治体に対して協力要請を行うこととし、この府省の手続きの標準化と協力の推進を徹底する。

統計調査において受託会社は各府省代理として台帳閲覧を行うので、各府省が発行する証明書などの発行により無料で閲覧を可とすることが望ましい。

有料となる場合は、その費用は実費精算とし、価格競争の範囲外とする。

9. 印刷基準

各府省・各プロジェクトによりまちまちである印刷基準（再生紙使用の可否や紙質、封筒のサイズ等）を標準化する。

標準から外れる特別な印刷基準が必要な際は、見積もり前に提示される書式（仕様書等）にてその旨を明記する。

以上により、受託会社の創意工夫を引き出すことを可能とする。

10. 信書郵便の見解

現状では、郵送調査票を信書とするか否かについては府省の見解が分かれるところであるので、これを統一する。

信書でなければ、受託会社は安価なメール便を使用することが可能となる。コスト削減のためにも、信書としないことで統一することを期待する。

もし信書とする場合は、提示される書式（仕様書等）にてその旨を明記するとともに、郵券代を実費精算とする。

11. 民間事業者を活用した統計調査の評価の実施と情報共有

民間事業者を活用して統計調査を実施した場合は、各府省でその履行能力・落札価格と実際の費用との落差およびその他の課題を評価し検証する。評価・検証の結果を各府省間で共有する。

12. 啓発活動

統計調査に関する国民および企業の理解を得、協力率を向上させることは、今や各府省共通の喫緊の課題であるといえる。各府省単位、プロジェクト単位ではなく、全府省が一体となり、行政府全体の取り組みとして広報・啓発活動を進めていく必要がある。

4. 4 高品位な公的統計に向けての PDCA のあり方

統計には高い正確性、信頼性、継続性が要求され、民間事業者の活用を行った場合

でも、統計に要求されている高品位を保つことが重要である。

統計調査業務の品質としては、回収率、記入率（記入状況）、審査におけるエラー発生数、問題のない業務遂行、調査客体の満足度を指標として活用することが考えられる。

統計調査の品質の維持・向上を図るためには、「事前」、「実施」、「事後」の各段階でそれぞれ重要なポイントがある。

また、統計調査は基本的に継続調査が多いため、継続的な業務改善が行われるようPDCAサイクルを確立していくことが重要となる。

民間事業者の活用にあたっては、

- 業務設計



- 事前の仕様書等における正確な情報提供と認識の相違の解消



- 適格、適正な民間事業者の選定



- 民間事業者に対する監督・モニタリング

を着実に行うことが、統計調査の品質の維持・向上につながるため、特に重要であると考えられる。

しかしながら、民間事業者が履行能力を超える業務を担当した場合、民間事業者が採算に見合わない方式で業務を担当した場合などにおいては、統計調査の品質の維持・向上を実現できない蓋然性が高まることに気をつけなければならない。特に、一定の品質を確保するために、どの程度コストを必要とするのかについて適切な算出が行われるべきである。

また、統計調査の品質の維持・向上に関して、例えば回収率などについては、「調査の企画」の内容なども大きな影響を与えていると考えられるため、各府省の役割も重要である。